

2) 老人ホームへの入所措置等

平成 21 年度における養護老人ホームへの入所措置状況は、表 3-2-26 のとおりである。

表 3-2-26 老人ホーム入所者状況

養護老人ホーム入所人員 (21年度末) 人	軽費老人ホーム事務費補助 (22年度) 千円
948	435,748

なお、平成 22 年度末の入所人員については、東日本大震災津波の影響により福祉行政報告例の報告が免除されたため、データなし。

3) 軽費老人ホームに対する事務費補助

軽費老人ホーム A 型は給食を実施、また、B 型は自炊を原則としケアハウスは住まいの機能を重視しており、いずれも、措置によらず入所者と施設の利用契約に基づき、入所者の利用料による運営を原則とする施設であるが、ケアハウスに対しては、施設事務費の一部について表 3-2-26 のとおり助成した。

第 3 児童福祉

1 概要

近年、少子化の進行、核家族世帯の増加、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境が著しく変化してきており、子どもたちが健やかに成長することができる環境の整備が重要な課題になっている。

このため、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「いわて子どもプラン（母子家庭等自立促進計画をプランの中に盛り込み策定）」を平成 22 年 3 月に改定し、男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向け、各種施策を総合的、計画的に推進している。

また、近年増加傾向にある児童虐待に関して、平成 20 年度に改定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、県民、県、市町村、関係機関等が一体となって児童虐待防止への取組を進めている。

2 保育対策の充実

(1) 保育の充実

保育所に入所した児童数は 26,370 人（22 年度各月初日在籍平均）であり、これにへき地保育所・児童館に入所している 571 人を加えた児童数の合計は 26,941 人となっている。

保育施設の入所状況は、表 3-3-1 のとおりであるほか、市町村別運営費の状況は統計表編 318 ページのとおりである。保育所に入所している児童及び運営費の状況は表 3-3-2 及び表 3-3-3 のとおりである。

表 3-3-1 保育施設の入所状況

施設	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保育所	26,402	26,600	26,518	26,614	26,370
へき地保育所	275	257	257	203	243
児童館	647	678	455	366	328
計	27,324	27,535	27,230	27,183	26,941

表 3-3-2 保育所入所児童の状況

年 度		年 齢 別 入 所 児 童					左の公私立別内訳	
		0 歳	1～2 歳	3 歳	4 歳～	計	公 立	私 立
18	入所人員 (人)	21,185	93,028	61,976	140,629	316,818	130,778	186,040
	構成比 (%)	6.7	29.4	19.6	44.4	100.0	41.3	58.7
19	入所人員 (人)	23,071	93,892	63,126	139,115	319,204	128,275	190,929
	構成比 (%)	7.2	29.4	19.8	43.6	100.0	40.2	59.8
20	入所人員 (人)	23,573	96,814	61,577	136,252	318,216	123,638	194,578
	構成比 (%)	7.4	30.4	19.4	42.8	100.0	38.9	61.1
21	入所人員 (人)	25,188	99,562	60,976	133,649	319,375	118,346	201,029
	構成比 (%)	7.9	31.2	19.1	41.8	100.0	37.1	62.9
22	入所人員 (人)	28,285	99,347	60,687	128,131	316,450	113,070	203,380
	構成比 (%)	8.9	31.4	19.2	40.5	100.0	35.7	64.3

(注) 各月の初日在籍児童数の総計

表 3-3-3 保育所運営費の状況

(単位：千円)

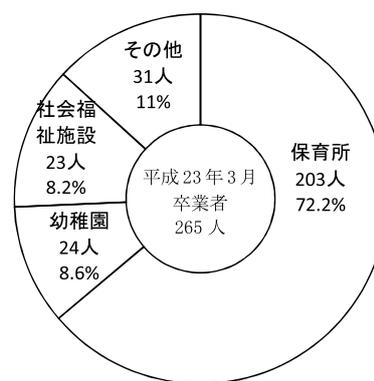
年 度	保育単価による支弁額	徴 収 額	国庫負担額	県費負担額	市町村負担額
18	14,030,209	5,016,661	4,506,774	2,253,387	2,253,387
19	14,607,780	5,059,169	4,774,304	2,387,152	2,387,155
20	11,650,868	3,930,096	3,860,386	1,930,193	1,930,193
21	11,967,597	3,996,273	3,985,662	1,992,831	1,992,831
22	12,369,411	3,903,245	4,233,083	2,116,542	2,116,542

(注) 盛岡市について、平成20年度より中核市に移行したため計上なし

1) 保育士養成施設

本県における厚生労働大臣の指定する保育士養成施設（卒業時に保育士の資格が得られる学校）は、岩手県立大学、盛岡大学短期大学部、専修大学北上福祉教育専門学校及び修紅短期大学の4校となっている。なお、保育士養成校卒業者の就職状況は図3-3-1のとおりである。

図 3-3-1 保育士養成校卒業者の就職状況 (平成 23. 3. 31 現在)



2) 保育士試験

保育士養成校卒業者以外の者に保育士の資格を与えるため、保育士試験を実施しているが、その状況は表3-3-4のとおりである。

3) 産休等代替職員設置費補助

児童福祉施設の女子職員の母体を保護し、もって児童等の保護を正常に実施するため、昭和51年度に「産休等代替職員制度実施要綱」が定められ、保育士、指導員等の産休等代替職員費について、補助をしている。

助成状況は、表3-3-5のとおりである。

表 3-3-4 保育士試験実施状況

区 分	18	19	20	21	22
申請受理数	314	339	339	382	434
受験者数(A)	311	334	334	381	432
合格者数(B)	35	63	32	37	28
一部科目合格者(C)	210	216	254	294	342
合格率(B/A)%	11.3	18.9	9.6	9.7	6.5
合格率(C/A)%	67.5	64.7	76.0	77.2	79.2

表 3-3-5 産休等代替職員費補助の状況

区 分	対象職種	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
		人員	補助額								
		人	千円								
病休産休	児童福祉施設 保育士 指導員 等	125	36,647	151	44,382	103	29,718	109	31,494	89	26,446

(注) 16年度まで国庫補助。17年度から県単独補助。18年度から老人福祉施設、障がい福祉施設を含む。20年度から盛岡市の中核市移行に伴い、盛岡市所在施設は対象外。

4) 特別保育の推進

① 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに対応し、保育時間を延長する保育所において実施している。その状況は表3-3-6のとおりである。

なお、平成22年度から国庫補助制度が改正され、一般財源化及び補助金化された。

② 一時預かり（一時保育）

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急時の保育ニーズに対応し、乳幼児の福祉の増進を図るため、平成2年度から実施している。その状況は表3-3-7のとおりである。

③ 病児・病後児保育事業

病气中または病気の回復期にあり、保育所での集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業（平成19年度までは乳幼児健康支援一時預かり事業）であり、平成22年度は、盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、奥州市、釜石市、滝沢村、山田町で実施している。

④ 休日保育

保護者の勤務の都合等による日曜・祝日等の保育ニーズに対応するため平成8年度から県単独事業として実施し、平成11年度からは国庫補助事業も導入された。その状況は表3-3-8のとおり。（県単独事業は平成14年度限りで廃止）

3 児童の健全育成

(1) 家庭養育支援等の充実

1) 家庭支援相談等事業（子ども家庭テレフォン）

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、子育てに関する悩みを抱える家庭が増加していると言われている。こうした家庭に対する養育の支援を目的として、平成3年10月から家庭支援相談等事業を実施し、福祉総合相談センターにおいて相談員等が電話相談に応じている。

平成22年度の相談種別件数は表3-3-9のとおりである。

2) 放課後児童健全育成事業

近年の都市化の進展や女性の就労の増大等児童をとりまく環境の変化に鑑み、平成3年度から実施している。

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置運営し、児童の健全育成の向上を図っている。

3) ひきこもり等児童福祉対策事業

不安、無気力、かん黙、心身症状を示し不登校等の状態にある児童（ひきこもり・不登校児童）及びその

表3-3-6 延長保育の状況

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び保育対策等促進事業費
市町村数	31	31	31	32	32
保育所数	226	242	245	256	263

表3-3-7 一時預かり（一時保育）事業の状況

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	24	25	25	26	25
保育所数	101	116	117	117	125

表3-3-8 休日保育実施状況

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	12	13	14	14	14
保育所数	27	29	32	35	34

表3-3-9 平成22年度相談種別件数

相談種別	養護	保健	言語	視聴覚	重心	肢 体	自閉症	ぐ 犯	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
件数	27	4	0	0	0	0	2	7	22	14	0	21	28	125

表3-3-10 放課後児童クラブの設置状況

(平成22年度)

市町村数	クラブ数
32市町村	275クラブ

家族に対する総合的な援助を行うため、次の2事業を行っている。

① ひきこもり等児童通所指導事業

ひきこもり・不登校児童を児童相談所等の指導の一環として、夏休み等を利用し、通所させ、生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施することにより、児童の自主性及び社会性の向上を図るものである。

② ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業

大学生等のボランティアによるメンタルフレンドを家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じ、児童福祉の向上を図っている。

4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、恒常的な残業等により、家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等の児童福祉施設において、一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図るため、平成7年度から実施している。事業内容は、ショートステイ事業（疾病や出産、公的行事への参加等）と、トワイライトステイ事業（保護者等の恒常的な残業等）からなっており、平成22年度は、盛岡市、一関市、大船渡市、陸前高田市、八幡平市、滝沢村において実施している。

5) 児童手当

児童手当は、児童を養育する者に支給することにより、家庭生活の安定と次代になう児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的として発足した制度である。

児童手当の受給資格は、小学校修了前の児童を養育しており、かつ、その者の前年の収入が一定額に満たない者である。

手当の額は、児童手当及び特例給付ともに、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（支給要件児童のうち）の数に応じて決定される。支給対象児童が上から数えて1人目または2人目であれば月額5,000円、3人目以降であれば月額10,000円が支給される。3歳未満の児童に対しては出生順位にかかわらず一律10,000円が支給される。

児童手当及び特例給付の支給状況（公務員を除く）は、表3-3-11のとおりである。

6) 乳幼児、妊産婦医療費助成

乳幼児の健全な発育と、その死亡率の減少を図り、あわせて母体の健康を保護し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、全市町村で乳幼児、妊産婦医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-3-12及び表3-3-13のとおり補助金を交付した。

なお、昭和63年8月1日から所得制限を導入している。

また、平成7年8月1日から乳幼児の対象年齢を2歳未満児に引き上げるなど、受給対象者を拡大するとともに支給方法を償還払いに改めた。更に、平成10年8月1日から対象年齢を2歳引き上げて4歳未満児までとし、平成14年10月1日からは入院を就学前児まで、入院外を5歳未満児（4歳児は歯科のみ）までとした。

平成16年10月1日からは、入院・入院外とも就学前児とした。

表3-3-11 被用者、非被用者児童手当及び特例給付支給状況
(平成22年度)

区 分	受給者数	対象児童数	支給総額 (千円)
被 用 者	40,093	95,456	14,891,136
非 被 用 者	12,472	28,493	4,444,908
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	30,159	33,371	5,205,876

表3-3-12 乳幼児医療費給付状況

年 度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
18	54,072	567,201	597,124
19	52,778	569,630	603,057
20	51,495	498,362	507,556
21	50,326	453,349	442,096
22	50,028	492,357	511,808

表3-3-13 妊産婦医療費給付状況

年 度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
18	5,134	32,388	131,577
19	4,966	31,187	119,154
20	4,592	29,896	128,690
21	4,420	27,881	120,348
22	4,505	28,772	137,542

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

(2) 育成環境の整備充実

1) 児童厚生施設

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設として、児童館、児童遊園等が設置され、地域の児童に利用されている。

特に、昭和 53 年度からは都市児童の体力増進の指導機能を有する児童センターの運営が開始されている。

児童館の設置状況は表 3-3-14 のとおりであり、また、運営状況については、表 3-3-15 のとおりである。児童館運営に要する費用に対しては、国庫補助を得て助成を行っている。

児童遊園設置状況は表 3-3-16 のとおりである。

また、子どもたちが日常体験できないような屋内外での多様な遊びの場を提供し、障がい児を含めた県内の児童の健全育成活動を支援する中核的な施設となる県立児童館「いわて子どもの森」を設置している。

2) 母親クラブ

家庭児童の健全育成は、地域組織活動によるところが大きいことから、昭和 49 年度から児童館を中心として活動する母親クラブに対し、国庫補助を得て助成している。

3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に地域子育て支援センター事業等を保育所等において実施している。

平成 19 年度から従前の「センター型」及び「ひろば型」の他に、新たに「児童館型」を加え、「地域子育て支援拠点事業」として事業が再編された。

4) 子育てサポートセンター

子育て中の親子（乳幼児とその親等）にいつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講習等を実施する子育て支援の中核的施設として、盛岡駅西口のいわて県民情報交流センター・アイーナの 6 階に設置している。

5) 児童環境づくり対策

社会全体で子育てを支援する意識づくりをすすめ子どもを生み育てることに夢を持てる地域社会の形成を図るため、次の事業を実施した。

ア 子育てにやさしい環境づくり推進協議会の運営

委員 25 人、1 回開催

イ 子育て応援作戦推進事業

① 中小企業子育て支援推進事業等

中小企業における、仕事と子育ての両立支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、子育てにやさしい企業等の認証を行った。

表 3-3-14 児童館設置状況

(年度末現在)

年度	18	19	20	21	22
設置数	131 (42)	131 (42)	131 (42)	128 (42)	122 (42)

表 3-3-15 児童館運営状況

年度	健全育成	児童館及び保育所補完運営	保育所の補完運営	運営費補助額
18	68 (42)	12	52	111,299千円 (84,447)
19	70 (42)	11	46	113,740千円 (84,447)
20	70 (42)	11	46	42,043千円 (20,106)
21	70 (42)	11	42	41,303千円 (19,753)
22	76 (42)	9	37	41,372千円 (19,786)

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、運営費補助については、盛岡市は対象外。

表 3-3-16 屋外の遊び場設置状況

(年度末現在)

年度	児童遊園
18	70
19	70
20	68
21	68
22	58

表 3-3-17 母親クラブの状況

年度	設置市町村	母親クラブ数	会員数(人)	補助金(千円)
18	11	132	8,575	16,114
19	11	133	9,329	16,277
20	11	143	9,385	11,376
21	11	143	9,208	11,124
22	11	132	8,961	10,797

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、補助については、盛岡市は対象外。

表 3-3-18 地域子育て支援拠点事業実施状況

年度	18	19	20	21	22
市町村数	29	30	29	30	30
センター型	68	68	68	68	56
ひろば型	—	8	10	11	13
児童館型	—	—	2	2	2

表 3-3-19 子育てサポートセンター利用実績

年度	利用者数
20	33,914人 (1日平均95人)
21	29,723人 (1日平均83.2人)
22	33,235人 (1日平均98.6人)

② i・ファミリー・サービス事業

地域力を活かした子育て支援を促進するため、平成19年に創設した協賛店舗・企業による子育て家庭への優待サービスを提供する「i・ファミリー・サービス事業」の拡充を図った。(平成23年3月31日 1,186店舗登録)

③ 子育て情報提供推進事業

子育て応援ホームページの制作やテレビ、新聞、子育てマンガ情報誌などにより、子育ての各段階に応じたきめ細やかな情報提供を行った。

(3) 要保護児童対策の充実

1) 児童相談所の活動状況

児童相談所は、福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所の3か所があり、児童等の問題に関する相談、指導、調査及び各種の判定にあっており、また、各種児童福祉施設への児童の措置機関として活動を行っている。

相談受付件数の過去の推移は、図3-3-2のとおりであり、平成22年度中の受付件数は2,301件で前年度に比べ87件の減となっている。

平成22年度の経路別受付件数では、表3-3-20のとおり家族・親せきからの相談が最も多く65.6%を占め、次いでその他行政機関、教育委員会等・学校の順となっている。

相談を内容別にみると、表3-3-21のとおり知的障がい相談が最も多く、次いで、養護相談、視聴覚・言語相談、性格行動相談の順となっている。

児童相談所において受け付けられた相談は、種々の判定や一時保護による観察等によってあらゆる角度から検討され適切な処理が行われるが、その相談別処理件数は表3-3-22のとおりであり、処理内容を見ると、面接指導が最も多く、次いで施設入所となっている。

また、児童福祉施設等入所措置状況は図3-3-3のとおりである。

図3-3-2 相談受付数の推移

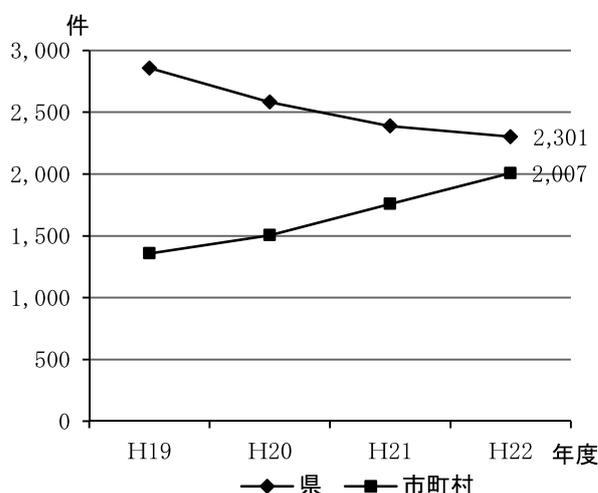


図3-3-3 児童福祉施設等入所措置状況

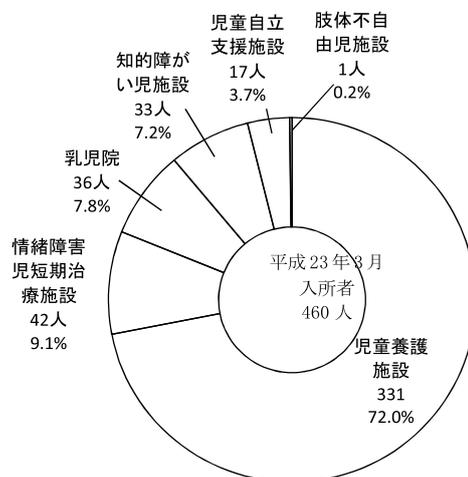


表 3-3-20 経路別受付件数

区分 年度	児童委員	福祉 振興 事務局	警察 関係	その他 行政機 関	保健所 医療機 関	家庭 裁判所	児童 福祉 施設	セ ン タ ー 児 童 家 庭 支 援	里 親	教育 委員 会等	家族 ・親 せき	近 隣 ・知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
19	3	275	70	265	18	7	140	2	10	220	1,736	42	55	14	2,857
20	1	291	89	291	14	5	114	0	8	228	1,452	39	37	13	2,582
21	6	247	92	173	25	3	110	0	3	178	1,448	64	25	14	2,388
22	2	126	83	207	20	6	55	0	3	175	1,510	77	24	13	2,301

表 3-3-21 相談内容受付件数

区分 年度	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 言 語	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	自 閉 症	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為	不 登 校	性 格 行 動	適 性	し つ け	そ の 他	計
19	513	7	37	476	37	860	272	58	40	149	168	76	31	133	2,857
20	467	11	25	374	32	833	264	51	45	125	206	68	16	65	2,582
21	499	3	21	253	34	801	251	79	45	115	160	63	16	48	2,388
22	561	5	26	219	28	875	102	74	36	90	153	53	31	48	2,301

表 3-3-22 処理区分別件数

区分 年度	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 司 の 指 導	福 祉 事 務 所 送 致	児 童 委 員 指 導	施 設 人 所 等	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	指 定 医 療 機 関 委 託	児 童 家 庭 支 援 指 導	他 あ つ 関 に ん	面 接 指 導		そ の 他	計	未 処 理
											継 続 指 導	助 言 指 導			
18	3	37	7	0	138	15	1	1	0	16	234	2,594	130	3,176	25
19	2	26	10	1	99	19	1	0	0	10	186	2,246	235	2,835	47
20	10	32	1	0	116	13	1	0	0	17	181	2,018	180	2,569	52
21	4	42	6	0	109	4	0	0	0	7	184	1,857	170	2,383	53
22	5	28	7	0	122	8	0	0	1	28	210	1,740	153	2,302	54

2) 乳児院

乳児院では、棄児、父母が死亡又は離婚した乳児等保護者のいない乳児、精神病や結核等のため保護者に監護させることが不適当な乳児を入所させ養育している。(表 3-3-23)

3) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援している。(表 3-3-24)

表 3-3-23 乳児院の状況 (23.3.1現在)

施設名	設置(経営)主体	定員	措置児童数
日赤岩手乳児院	日本赤十字社岩手県支部	20	18
善友乳児院	社福法人善友隣保館	20	18
計		40	36

4) 里親制度

里親制度は、家庭に恵まれない児童をその養育を希望する者（知事が適当と認めた者）に委託し適切な家庭生活の場を与えようとするものであるが、平成 23 年 3 月 31 日現在の登録里親の総数は 124 組である。また、児童の委託を受けている里親は平成 23 年 3 月 31 日現在で 31 組、委託されている児童の数は 37 人である。

なお、昭和 58 年度から県単で一時里親事業を実施している。この事業は、県下の児童養護施設に入所している児童を、里親に一定期間あずけて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図るとともに、里親には児童養育の関心を持たせ、もって、児童福祉の増進に寄与することを目的としている。事業実施状況は表 3-3-25 のとおりである。

表 3-3-25 一時里親事業実施状況

年 度	18		19		20		21		22	
	夏季	冬季								
児童数（人）	53	49	49	47	48	47	42	34	28	29
里親数（組）	37	42	39	37	39	35	30	35	22	25

5) 助産施設

助産施設では、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせている。本県には 3 施設があったが、いずれも廃止した。

6) 母子生活支援施設

母子生活支援施設では、配偶者と死別、又は離婚した女子あるいはこれに準ずる事情にある女子であって経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない者を入所させ保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援している。

本県には 3 施設（全て公立）があり、入所定員はあわせて 40 世帯（休止施設分を除く。）となっており、平成 23 年 3 月 1 日現在で 8 世帯、19 人が入所している。

7) 児童自立支援施設

児童自立支援施設では、不良行為を行い又は行うおそれのある児童および家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を、入所させて又は保護者の下から通所させ個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援している。

本県には県立杜陵学園（定員 45 人）があり、平成 22 年 3 月 1 日現在の入所児童数は 14 人である。

8) 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設では、軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その治療を行っている。

本県には、社会福祉法人岩手愛児会の設置運営することりさわ学園（定員 50 人）があり、平成 23 年 3 月 1 日現在の入所児童数は 48 人である。

表 3-3-24 児童養護施設の状況

(23. 3. 1現在)(単位：人)

施設名	設置（経営）主体	定員	措置児童数
和光学園	社福法人 岩手県社会福祉事業団	56	52
青雲荘	社福法人 小原慶福会	50	45
大洋学園	社福法人 大洋会	56	42
一関藤の園	社福法人 ふじの園	66	61
清光学園	社福法人 青松会	50	48
みちのく みどり学園	社福法人 岩手愛児会	86	83
計		364	331

(注) () は他県措置児童数の再掲

第 4 ひとり親家庭等福祉

1 概 要

母子、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図る各種資金の貸付や相談指導を行うとともに生活や養育面での支

援対策を講ずることなどにより、その生活の安定と向上を図った。

婦人保護については、売春防止法上の要保護女子の保護更生及び配偶者からの暴力被害女性の保護を目的とした事業を、婦人相談所、婦人相談員（平成 22 年度末現在婦人相談所 2 人、13 市 18 人）及び婦人保護施設等が主体となって実施した。

2 母子・父子家庭等への支援の充実

(1) 生活支援の充実

1) 母子家庭等日常生活支援事業

母子（父子）家庭の母（父）又は児童、寡婦等の一時的傷病等のため、日常生活を営むうえで支障のある母子（父子）家庭等に対して家庭生活支援員の派遣等を行い、生活支援及び子育て支援を行うもので、(社)岩手県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施しており、平成 22 年度の状況は表 3-4-1 のとおりである。

表 3-4-1 母子家庭等日常生活支援事業、家庭生活支援員派遣状況

(平成21年度末)

年度 区分	18	19	20	21	22
登録世帯数	319世帯 (10)	322世帯 (10)	340世帯 (10)	336世帯 (10)	345世帯 (10)
派遣件数	17世帯 (0)	36世帯 (0)	19世帯 (0)	18世帯 (0)	35世帯 (0)
延時間数	581時間	438時間	297時間	297時間	425時間
家庭生活支援員の数	277人	247人	247人	247人	74人

(注) () 内は父子家庭の内数

2) ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭に対して医療費の自己負担分を助成することによって、必要とする医療の受診を容易にし、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と母と子の健康保持を図るため、全市町村がひとり親家庭医療費給付事業を実施しているが、それに対し表 3-4-2 のとおり補助金を交付した。なお、平成 22 年 10 月から父子家庭も助成対象とした。

表 3-4-2 ひとり親家庭医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	給付件数 (件)	県補助額 (千円)
18	28,701	194,600	249,789
19	29,408	205,684	258,115
20	29,755	197,665	247,919
21	30,301	208,054	256,216
22	33,061	206,226	260,467

(注 1) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む)

(注 2) 平成22年10月診療から父子家庭へ対象拡大した。

3) 相談事業

① 母子自立支援員兼家庭相談員による相談活動

平成 22 年度末現在振興局保健福祉環境部及び各総合支局保健福祉環境部 10 か所に 25 人の母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、母子家庭及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な調査及び指導を行い、母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努めている。(表 3-4-3)

表 3-4-3 母子自立支援員相談指導活動の推移(単位：件)

年度 区分	18	19	20	21	22	
件数	前年度より繰越	306	334	323	270	275
	本年度の新規相談	7,783	8,525	6,911	7,690	6,801
	合計	8,089	8,859	7,234	7,960	7,076
繰越	解決	7,773	8,560	5,800	7,677	6,010
	繰越	316	299	1,434	283	1,066
相談回数	延回数(回)	12,976	13,501	11,157	11,640	11,572
	母子自立支援員数(人)	18	18	18	23	25
	1人当平均相談回数(回)	721(30)	750(28)	620(23)	647(23)	647(23)

(注) () 内は母子自立支援員兼家庭相談員の総数

また、平成 22 年度の内容別相談回数は表 3-4-4 のとおりで、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の借り受けについての相談が最も多く、次いで就職問題等、家庭紛争の順であるが、これらについても福祉資金の借り受けに関連したものが多い。

② 特別相談事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、養育費の確保等の法律的な問題や生活上抱えている諸問題を解決し、母子家庭等及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、専門的な特別相談事業（法律相談）を実施している。(表 3-4-5)

表 3-4-4 内容別相談回数

相談内容		相談回数			相談内容		相談回数		
		20年度	21年度	22年度			20年度	21年度	22年度
生活一般	住 宅	164	171	107	生活援護	母子福祉資金	7,741	8,485	4,503
	医 療	227	164	145		寡婦福祉資金	208	231	181
	家 庭 紛 争	368	453	167		公 的 年 金	17	26	8
	就 職	787	737	690		児 童 扶 養 手 当	68	43	35
	結 婚	19	16	23		生 活 保 護	112	131	96
	そ の 他	483	385	382		税	12	11	28
児 童	養 育	99	98	69	そ の 他	124	178	146	
	教 育	396	326	271	売 店 設 置	0	0	0	
	非 行	42	15	5	た ば こ 販 売	0	0	0	
そ の 他	就 職	149	91	95	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅	8	13	5	
	そ の 他	112	48	113	母 子 福 祉 施 設	11	4	3	
					母 子 生 活 支 援 施 設		10	14	4
					合 計		11,157	11,640	7,076

表 3-4-5 特別相談の状況 (単位：件)

区 分	相 談	相 談				
		18	19	20	21	22
慰謝料・養育費の問題	相 談	37	55	35	40	33
	解 決	37	55	35	39	30
遺産相続の問題	相 談	9	3	10	4	3
	解 決	9	3	10	4	3
家庭紛争の問題	相 談	5	4	3	8	4
	解 決	5	4	3	7	4
交通事故補償問題	相 談	1	3	1	1	1
	解 決	1	3	1	1	1
金銭の貸借問題	相 談	43	37	27	12	14
	解 決	43	37	27	11	13
そ の 他	相 談	35	60	67	43	41
	解 決	35	60	67	43	40
計	相 談	130	162	138	108	96
	解 決	130	162	138	105	91

表 3-4-6 児童扶養手当の月額 (22年度末現在)

	第1子	第2子の加算	第3子以降1人当たりの加算
全部支給	41,720円	5,000円	3,000円
一部支給	41,710円～9,850円	5,000円	3,000円

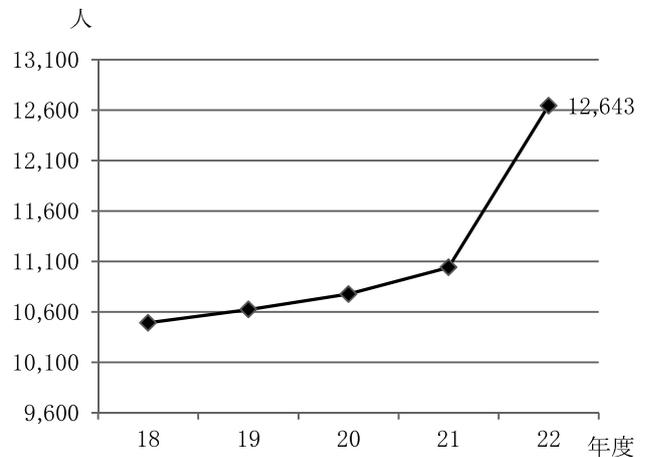
(注) 受給資格者の所得が一定額以上の場合、一部支給停止になる。

4) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、父の死亡、父の生死不明又は母が婚姻によらないで懐胎した等の理由で、父と生計をともにしていない児童や、父が政令で定める程度の障がいのある児童を監護している母又は養育している者で、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることのできない者に対し、これらの児童が満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間支給されるものである。

手当の月額は、受給者の所得により表 3-4-6 のとおりとなっており、平成 22 年度末現在の手当受給者数は 12,643 人で、その推移は図 3-4-1 のとおりである。(H22.8 より

図 3-4-1 児童扶養手当の受給者数の推移



父子世帯にも拡大)

また、世帯累計別受給者数では図3-4-2のとおりで、生別世帯が11,175人で88.4パーセントと最も多く、次いで未婚世帯、死別世帯がこれに続いている。

対象児童別では、児童1人の世帯は59.2パーセントで、その大半を占め、2人世帯は32.3パーセント、3人以上は7.1パーセントとなっている。これらの世帯12,643人を対象として、平成21年度に支給した手当額の総額は5,412,283,570円に達している。なお、平成18年度からの支給状況は統計表編321ページのとおりである。

(2) 自立援護の充実

1) 母子福祉資金

母子福祉資金の貸付けは、母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかで最も重要なものであり、貸付金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、修学資金等の12種類である。

また、特別会計を設けて経理されており、その財源は償還金、一般会計繰入金及び国からの借入金(県債)からなっている。

平成22年度貸付状況は図3-4-3のとおりであり、前年度に比較して件数では205件減少し、金額では、83,047千円減少した。資金別では、修学資金の需要が多い。

平成22年度の貸付金の償還率は60.9パーセントで前年度に比較して2.1ポイント減少した。

図3-4-2 児童扶養手当の世帯類型別受給者数

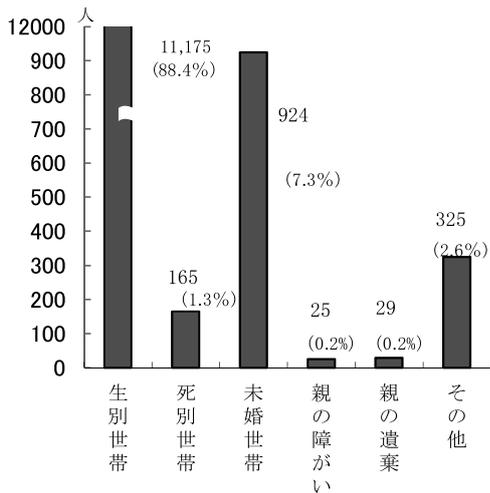
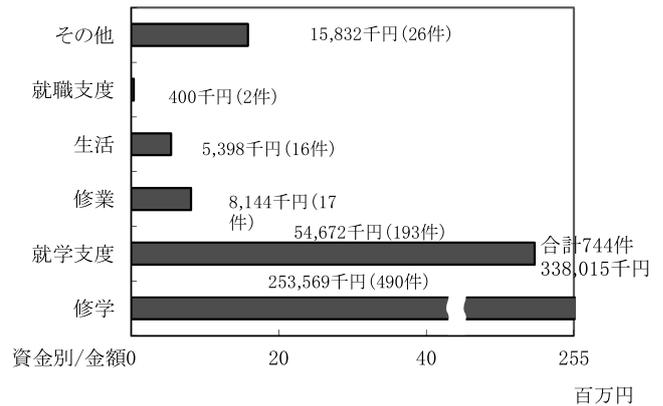


図3-4-3 母子福祉資金貸付状況(平成21年度)



2) 寡婦福祉資金

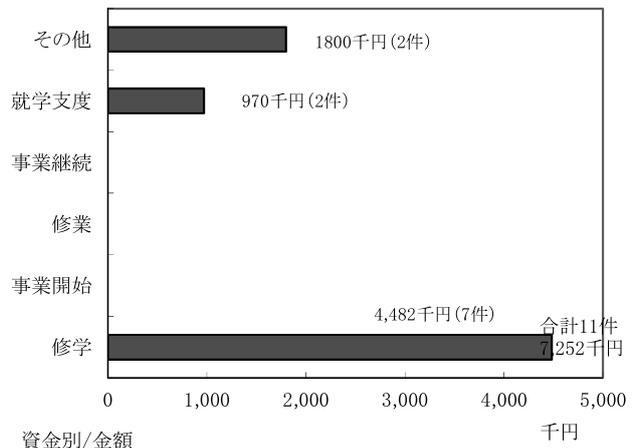
貸付金の種類は、母子福祉資金と同様に12種類で、その貸付条件、貸付限度額、経理、財源等もすべて母子福祉資金の場合と同じである。

平成22年度の貸付状況は図3-4-4のとおりで、前年度に比較して件数で5件、金額では4,615千円減少した。

資金別では修学資金が多く、事業開始資金がこれに次いでいる。

平成22年度の償還率は61.5パーセントで前年度に比較して1.9ポイント増加した。

図3-4-4 寡婦福祉資金貸付状況(平成21年度)



3) 技能習得講習

就労に必要な知識技能を習得させ、母子家庭及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、(社)岩手県母子寡婦福祉連合会に委託して実施しており、平成22年度の状況は表3-4-7のとおりである。

表3-4-7 技能習得講習会実施状況

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
パソコン (ワープロ) 講習会	講習 延時間	45日 延150時間	33日 延123時間	12日 延60時間	17日 延78時間	18日 延71時間
	受講 延人数	720人	526人	203人	241人	126人
家庭養育 ヘルパー 養成	講習 延時間	9日 延28時間	—	12日 延60時間	16日 延106時間	16日 延106時間
	受講 延人数	135人	—	140人	291人	263人
簿記 講習会	講習 延時間	—	6日	—	—	—
	受講 延人数	—	30時間	—	—	—
実施箇所		6か所	6ヶ所	5ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

3 婦人保護の充実

(1) 啓発活動の推進

相談活動

婦人相談所及び婦人相談員が受理した相談件数の推移は図3-4-5のとおりとなっており、平成22年度は4,114件で前年度より1,448件増加している。

このうち来所相談者について相談内容別にみると、夫等の暴力や離婚問題を含む、夫等の問題についての相談が最も多く、(45.4パーセント)、次いで親族の問題、帰省先なし、子供の問題、その他等の順になっている。

また、年齢別では30歳から39歳までの階層が最も多く、(27.9パーセント)、次いで40歳から49歳の順となっている。

なお、現に売春を行っている者は0件と、配偶者からの暴力被害女性は417件となっている。

(2) 相談・援護の充実

保護

要保護女子及び同伴する家族の一時保護の状況は、表3-4-8のとおり実人員59人、延775人であるが、短期間での社会復帰が困難な者については、婦人保護施設「桐の苑」に入所保護し、生活指導、職業指導を行い、自立更生を図っている。

さらに、婦人保護施設でも自立更生が困難な者については、千葉県館山市にある婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」に入所委託している。(表3-4-9) 婦人保護施設「桐の苑」の平成22年度の入所状況は、実人員45人、延1,614人となっている。入所期間が1年未満の者が94.4パーセントを占めている。

図3-4-5 相談件数の推移

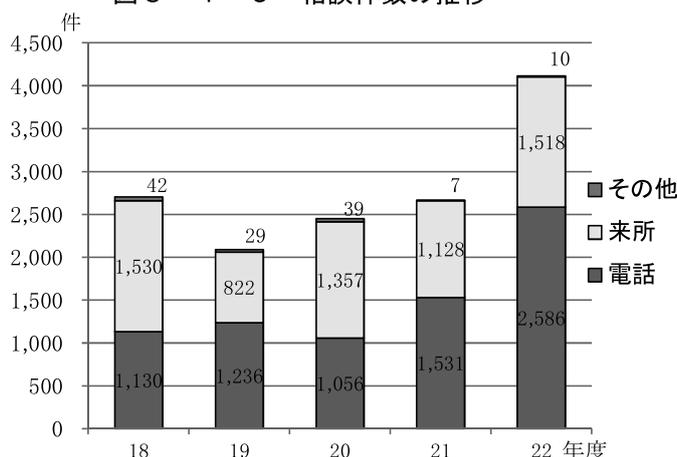


表3-4-8 婦人相談所一時保護の状況

(単位: 人)

年度	実人数	延人員
18	83	915
19	82	846
20	99	1,331
21	50	834
22	59	775

表3-4-9 婦人保護施設「桐の苑」婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」入所状況 (単位:人)

施設名	年度	入所実人員	新規入所	退所	在所延人員	年度末在所人員
桐の苑	18	20	6	15	1,594	5
	19	28	23	26	1,178	2
	20	26	24	18	1,459	8
	21	41	33	35	2,036	6
	22	45	39	39	1,614	6
かいた婦人の村	18	3	0	0	1,095	3
	19	3	0	0	1,098	3
	20	3	0	0	1,095	3
	21	3	0	0	1,095	3
	22	3	0	0	1,095	3

第5 障がい者保健福祉

1 障がい者自立支援

「岩手県障害者プラン」に基づき、障がい者の地域移行や自立と社会参加の促進を図るとともに、障害者自立支援法に基づきサービスの数値目標等を定めた第2期障がい福祉計画（平成21～23年度）の推進を図った。

1 障がい者の地域生活移行等の状況

(1) 施設入所者等の地域移行状況

平成22年度中に、自らの希望により入所施設から地域へ生活の場を移行した者は、100人、精神科病院に1年以上入院している精神障がい者のうち、病状が安定して受け入れ態勢が整えば退院が可能な者で実際に退院を果たし、地域での生活を始めた者は59人となっている。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成22年度における福祉施設から一般就労等への移行者数は71人となっている。

また、一般就労等を支援するための拠点として整備を進めている障害者就業・生活支援センターの設置数は、平成22年度末で8箇所となっている。

2 障がい福祉サービスの給付状況等

(1) 障がい福祉サービスの給付状況

平成22年度における障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの給付状況及び事業所の開設状況は、表3-5-1のとおりである。

また、平成23年度まで猶予されている旧法指定施設等の状況は、表3-5-2のとおりとなっている。

表3-5-1 障がい福祉サービスの給付実績（月間供給量）

区分	項目	実績	事業所数
介護給付	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（時間）	19,896	143
	生活介護（人日）	29,430	61
	療養介護（人）	24	—
	共同生活介護（人日）	922	74
	施設入所支援（人）	1,126	29
	児童デイサービス（人日）	5,482	30
	短期入所（人日）	1,978	60
	自立支援（機能訓練）（人日）	249	1
訓練等給付	自立支援（生活訓練）（人日）	3,529	24
	就労移行支援（人日）	2,930	31
	就労継続支援（A型）（人日）	5,215	15
	就労継続支援（B型）（人日）	39,215	104
	共同生活援助（人）	407	92
	相談支援（人）	39	43

(注) 実績は平成23年3月分。事業所数は平成23年4月1日現在

表3-5-2 旧法指定施設等の状況 (H23.4.1現在)

対象	施設区分	施設等の設置数	定員	
身体障がい	療護施設	入所	2	114
		通所	1	4
	授産施設	入所	1	40
		通所	1	18
	小規模授産施設	1	19	
知的障がい	更生施設	入所	8	437
		通所	1	39
	授産施設	入所	2	100
		通所	8	276
	通 勤 寮	1	20	
福 祉 工 場	—	—		
精神障がい	社会復帰施設	2	40	

3 地域生活支援事業の状況

(1) 市町村事業分

地域生活支援事業のうち、市町村が行うこととされているサービスの状況は、表3-5-3のとおりである。

(2) 県事業分

地域生活支援事業のうち、県が行うこととされているサービスの状況は、表3-5-4のとおりである。

表3-5-3 地域生活支援事業 (市町村事業)

事業名	単位	H22	備考
(1) 相談支援事業			
① 相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業	か所	34	実施市町村
イ 地域自立支援協議会	か所	13	設置数
② 市町村相談支援機能強化事業	か所	22	実施市町村
③ 住宅入居等支援事業	か所	1	実施市町村
④ 成年後見制度利用支援事業	か所	1	実施市町村
(2) コミュニケーション支援事業	人	574	実利用人員
(3) 移動支援事業	か所	97	延べ事業者数
	人	1,778	実利用人員
	時間	15,432	延べ利用時間
(4) 地域活動支援センター			
① 基礎的事業	か所	112	設置数(a)
② 機能強化事業	人		実利用人員
	か所	60	(a)の内数

表3-5-4 地域生活支援事業(県事業)

事業名	H22	
	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業		
① 発達障害者支援センター運営事業	1	457
② 障害者就業・生活支援センター事業	8	842
③ 高次脳機能障害者支援普及事業	1	84
広域的な支援事業		
① 都道府県相談支援体制整備事業等		
ア 都道府県相談支援体制整備事業		
イ 都道府県自立支援協議会		
ウ 障害児等療育支援事業		
② 精神障害者退院促進支援事業		
コミュニケーション支援事業		
障害程度区分認定調査員研修		134
市町村審査会委員研修		9
主治医研修		0
ケアマネジメント従事者初任者研修		176
サービス管理責任者研修事業		312
居宅介護従業者等養成研修事業		43
手話通訳者養成研修事業	1	39
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	2	48
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	3	55
オストメイト社会適応訓練事業	20	629
音声機能障害者発声訓練事業	3	53
手話通訳設置事業	1	3
字幕入り映像ライブラリー事業	1	140
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1	90
点字による即時情報ネットワーク事業	1	43
障害者IT総合推進事業(パソコンボランティア養成・派遣事業)	1	218
社会参加促進事業(都道府県障害者社会参加推進センター運営事業)	1	
社会参加促進事業(身体障害者補助犬育成事業)	2	2
社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)	1	18
社会参加促進事業(サービス提供者情報提供等事業)	1	11

II 身体障がい者福祉

1 概要

身体障がい者手帳交付台帳搭載者数は、平成 22 年度末現在で 56,350 人（18 歳未満は 873 人）となっている。

また、65 歳以上の高齢者の比率が約 70 パーセント、障がい程度等級 1～2 級の重度障がい者が約 49 パーセントとなっており、高齢化、重度化が特徴としてあげられる。

平成 22 年度中の新規手帳交付者数は、3,871 人で、前年度に比べ 77 人減少している。

これら身体障がい者の福祉施策として、「岩手県障害者プラン」に基づき、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、県民の理解促進や雇用促進、審査更生相談、更生医療の給付、補装具の交付修理等在宅福祉サービスの充実を図った。

また、重度障がい者に対する施策として、重度心身障害者（児）医療費助成、進行性筋萎縮症者の援護などを実施した。

2 身体障がい者手帳交付状況

(1) 身体障がい者手帳交付者の状況

平成 22 年度末の身体障がい者手帳交付者の区分別内訳の状況は、図 3-5-1 のとおりで、その詳細は表 3-5-5、3-5-6 のほか、統計表編 324～326 ページに掲載している。

図 3-5-1 障がい種類別身体障害者手帳交付台帳搭載者数

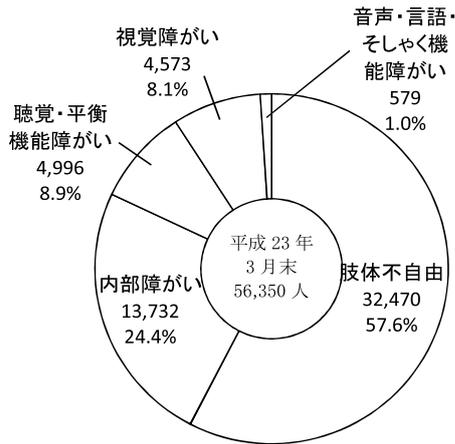


図 3-5-2 高齢身体障がい者構成比の年度別推移

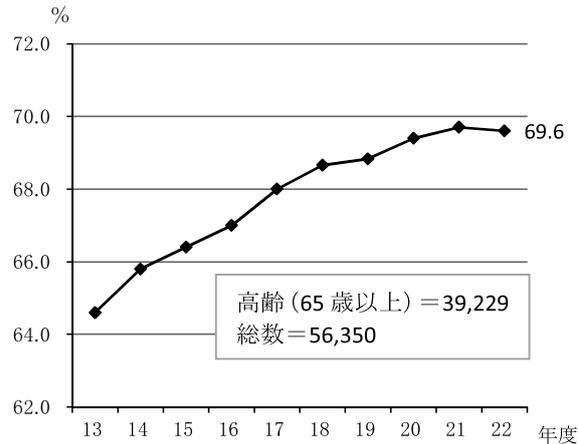


表 3-5-5 障がいの程度別・種類別身体障がい者数

(H23. 3. 31現在)

障がい種類	障がい程度	実数(人)						構成比 (%)							
		総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
総数		56,350	17,935	9,607	8,846	11,606	4,207	4,149	100.0	31.8	17.0	15.7	20.6	7.5	7.4
視覚障がい		4,573	1,499	1,303	362	353	563	493	100.0	32.8	28.5	7.9	7.7	12.3	10.8
聴覚・平衡機能障がい		4,996	69	1,225	716	777	41	2,168	100.0	1.4	24.5	14.3	15.6	0.8	43.4
音声・言語・そしゃく機能障がい		579	9	37	310	223	—	—	100.0	1.6	6.4	53.5	38.5	—	—
肢体不自由		32,470	7,146	6,956	5,845	7,432	3,603	1,488	100.0	22.0	21.4	18.0	22.9	11.1	4.6
内部障がい		13,732	9,212	86	1,613	2,821	0	—	100.0	67.1	0.6	11.7	20.5	0.0	—

表 3-5-6 障がいの種類別・年齢別身体障がい者数

(H23. 3. 31現在)

障がい種類	障がい程度	総数		0～17歳		18～19歳		20～64歳		65～69歳		70歳以上	
		実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)
総数		56,350	100.0	873	1.5	109	0.2	16,139	28.6	5,382	9.6	33,847	60.1
視覚障がい		4,573	100.0	38	0.8	12	0.3	1,292	28.3	418	9.1	2,813	61.5
聴覚・平衡機能障がい		4,996	100.0	113	2.3	20	0.4	1,056	21.1	341	6.8	3,466	69.4
音声・言語・そしゃく機能障がい		579	100.0	4	0.7	0	0.0	241	41.6	69	11.9	265	45.8
肢体不自由		32,470	100.0	477	1.5	55	0.2	9,955	30.7	3,191	9.8	18,792	57.9
内部障がい		13,732	100.0	241	1.8	22	0.2	3,595	26.2	1,363	9.9	8,511	62.0

(2) 身体障がい者手帳新規交付状況

身体障がい者手帳の新規交付状況は表 3-5-7 のとおりである。

表 3-5-7 身体障がい者手帳新規交付状況

(単位:人)

障がい 年度	視覚障がい	聴覚・平衡機 能障がい	音声・言語・そ しゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18	145 (3)	208 (8)	41 (1)	1,913 (32)	1,451 (33)	3,758 (77)
19	176 (6)	215 (8)	41 (1)	2,072 (46)	1,446 (39)	3,950 (100)
20	180 (4)	191 (7)	33 (0)	1,840 (25)	1,486 (26)	3,730 (62)
21	172 (4)	196 (8)	52 (1)	1,995 (35)	1,533 (34)	3,948 (82)
22	147 (4)	191 (12)	48 (0)	1,860 (38)	1,625 (35)	3,871 (89)

(注) () 書きは18歳未満の者

3 自立助長、社会参加の促進

(1) 交流の促進

ふれあいランド岩手の運営

障がい者等を含めたすべての県民が、スポーツ、レクリエーション活動を通じて相互交流しあえるような施設として「ふれあいランド岩手」を平成6年12月に開設し、22年度は、障がい者・高齢者を含め概ね219千人の県民の利用があった。

(2) 自立の支援

盲人ホーム

盲人ホームは、あんま、はり、きゅう師の免許を有する視覚障害者で、自営又は雇用されることが困難な人々のための利用に供すると共に、必要な技術を指導する施設で、平成22年度の利用登録者は0人となっている。(H18.10から市町村地域生活支援事業として市町村が実施)

(3) 社会参加の促進

1) 障がい者社会参加促進事業

障がい者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう必要な援助を行うことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが明るく暮らせる社会作りを促進するため身体障がいにおいては、表3-5-8に掲げる事業を社会福祉法人岩手県社会福祉事業団等に委託して実施した。(平成19年度より視覚、聴覚障がい者生活訓練事業、手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業について市町村へ移管)

表 3-5-8 地域生活支援事業(県・市町村事業)

事業項目	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
点訳奉仕員養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	29	31	32	33	30
	受講人員	362	272	333	409	239
音訳奉仕員養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	34	29	37	34	33
	受講人員	296	294	394	264	316
手話通訳者養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	9	16	17	16	15
	受講人員	16	14	7	11	8
手話通訳者派遣事業	登録人員	50	市町村 へ 移管	-	-	-
	派遣単位	378				
	派遣件数	126				
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	箇所数	3	3	3	3	
	日数	49	49	52	55	
	受講人員	350	316	384	395	
ろうあ者日曜教室開催事業	箇所数	10	市町村 へ 移管	-	-	-
	日数	10				
	受講人員	578				
障がい者スポーツ教室開催事業	箇所数	19	17	15	18	18
	日数	23	20	17	21	21
	受講人員	580	589	609	848	924
オストメイト社会適応訓練事業	箇所数	21	21	21	21	
	日数	21	21	21	21	
	受講人員	568	564	500	486	
視覚障がい者社会生活訓練事業	箇所数	13	市町村 へ 移管	-	-	-
	日数	53				
	受講人員	458				
ガイドヘルパーネットワーク事業	箇所数	1	1	1	1	1
	利用人員	23	35	25	29	48
要約筆記奉仕員養成事業	箇所数	1	1	1	2	2
	日数	18	26	19	15	15
	受講人員	428	273	278	95	98
要約筆記奉仕員派遣事業	登録人員	127	市町村 へ 移管	-	-	-
	派遣単位	162				
	活動奉仕員数	40				

2) 字幕入りビデオカセット制作事業

聴覚障がい者への情報を提供し、社会参加を促進するため、字幕を挿入したビデオカセットを制作し、貸出する事業を実施した。(平成2年10月から)

制作委託：(社福)聴力障害者情報文化センター
98番組、2,717分

3) 視聴覚障がい者情報センター

視聴覚障がい者情報センターは、点字図書館と聴覚障がい者情報提供施設を併せ持つ施設として、点字図書、録音図書及び字幕入りビデオの収集、閲覧、貸出しを行う施設で、県内の視聴覚障がい者の教養文化の向上に努めている。

4) 障がい者スポーツ大会

障がい者が、スポーツを通じて体力と社会生活への適応能力の向上を図るとともに、障がい者に対する一般の人々の理解を深めることを目的として、身体、知的、精神の3障害合同のスポーツ大会を実施した。

① 岩手県障がい者スポーツ大会(県大会)

日時：6月5日(土)
場所：県営運動公園陸上競技場ほか
参加選手：1,455人、経費：3,543千円

② 全国大会強化合宿

場所：盛岡市(2日間)、選手(個人競技)：25人、経費：576千円

③ 全国障害者スポーツ大会

期日：平成22年10月21日～26日、場所：千葉県、派遣選手：42人、経費：8,353千円

5) 市町村地域生活支援事業

障がい者にとって最も身近な市町村において、障がい者のニーズに応じた「相談支援事業」「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」等を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図るもので、全市町村が実施した。

表3-5-9 点字図書館の来館者

(単位：人)

年度	点字点訳関係	朗読録音関係	その他	計
18	1,159	2,282	3,884	7,325
19	1,074	3,913	2,727	7,714
20	1,206	4,637	2,722	8,565
21	931	15,071	2,321	18,323
22	898	14,242	1,626	16,766

表3-5-10 奉仕員の養成(講習修了者)

(単位：人)

年度	点訳奉仕員	音訳奉仕員	録音図書校正奉仕員
18	9	9	0
19	7	6	7
20	5	4	6
21	5	3	7
22	7	9	0

表3-5-11 点字図書館の蔵書数

(単位：冊)

区分 年度	登録人員	蔵書数							
		点字図書館				録音図書			
		計	自館制作	厚労省	その他	計	自館制作	NHK財団	その他
18	703	26,323	17,112	8,715	496	92,121	31,683	5,438	55,000
19	719	31,188	17,438	8,845	4,905	51,206	28,595	5,318	17,293
20	729	31,607	17,723	8,927	4,957	52,110	29,400	4,738	17,972
21	739	32,125	18,077	9,051	4,997	52,963	30,245	5,302	17,416
22	704	32,613	18,352	9,221	5,040	53,742	31,010	5,302	17,430

表3-5-12 点字図書館の利用状況

区分 年度	利用状況			利用延人員(人)	登録者1人当り利用冊数	蔵書数(冊)	蔵書の利用率(%)	
	計	点字図書(冊)	声の図書(巻)					CD図書(枚)
18	53,710	2,632	43,299	7,779	15,786	75	122,844	43.7
19	51,102	2,798	38,732	9,572	26,712	71	87,246	58.6
20	48,886	2,465	34,165	12,256	16,217	67	89,037	54.9
21	44,334	2,418	28,127	13,789	16,002	60	90,732	48.9
22	38,450	2,363	22,081	14,006	15,140	55	92,312	41.7

表 3-5-13 点訳奉仕員、音訳奉仕員活動状況

区分 年度	奉 仕 員 数 (人)				活動状況							
					点訳奉仕員				音訳奉仕員		録音図書 編集奉仕員	
	計	点訳 奉仕員	音訳 奉仕員	録音図書 編集奉仕員	冊数 (冊)	貢数 (貢)	1人当り 冊数 貢数		テープ (巻)	1人 当り	枚数 (枚)	1人 当り
18	227	112	90	25	371	49,889	3.3	445	724	8.0	217	8.7
19	237	106	96	35	376	53,097	3.5	501	884	9.2	251	7.2
20	248	111	98	39	403	53,443	3.6	481	924	9.4	271	6.9
21	231	102	96	33	318	43,837	3.1	430	928	9.7	284	8.6
22	224	101	92	31	506	69,349	5.0	687	961	10.4	244	7.9

6) 市町村における相談指導の状況

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、更生医療及び補装具の給付、特別障害者手当等との支給など経済的、精神的援助活動を行っている。

7)

身体障害者相談員

身体障害者相談員は、各広域振興局長又は市町村長が業務委託した民間人であり、身体障がい者の一般的相談指導のほか、身体障がい者の地域活動の中核体としてその活動の推進に当たっている。

8) ろうあ者相談員

ろうあ者相談員は、手話又は筆記以外に意思伝達の方法を有しないろうあ者の相談に応じ、意思の交流等を円滑にするため、県単独事業として昭和 48 年度から設置しており、活動内容ではコミュニケーションに関する事、家庭に関する事が多くを占めている。

9) ろうあ者福祉専門員

本庁を訪問するろうあ者とのコミュニケーションの円滑化及び手話の普及を図るため、昭和 57 年から障がい保健福祉課に 1 名を配置している。

表 3-5-14 ろうあ者相談員活動状況

年度	ろうあ者 相談員 (人)	勤 務 日 数	相談態様			活 動 内 容												
			来 所	訪 問	そ の 他	家 庭	仕 事	養 育	年 金 等	身 障 手 帳	補 装 具	医 療	支 援 ・ 介 護 保 険 等	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン	そ の 他	計	講 習 会 ・ 会 議 等 (回)	
18	13	2,932	584	803	1,066	602	350	190	312	60	61	830	128	746	643	3,922	751	
19	13	2,901	619	789	1,042	589	372	164	325	62	94	832	70	660	588	2,756	794	
20	13	2,847	511	710	915	474	325	128	272	67	32	615	46	571	494	3,024	798	
21	13	2,866	540	655	958	507	279	78	157	63	42	710	94	530	554	3,014	742	
22	13	2,942	538	814	747	427	379	65	156	41	40	615	116	493	480	2,812	644	

(注) 「その他」は携帯電話等による相談

10) 福祉総合相談センター (旧身体障害者更生相談所)

福祉総合相談センター (旧身体障害者更生相談所) は、更生援護の基礎となる医学的、心理学的、職能的判定や補装具の処方及び適合判定を行うとともに、必要な相談指導を行うところである。また、必要に応じて県内を巡回して、その業務を行っている。

平成 22 年度の更生相談の取扱件数は 3,926 件、判定件数は 3,115 件であり、その内容は表 3-5-15、表 3-5-16 及び表 3-5-17 のとおりである。

11) 「いわてグラフ」点字版の発行 (平成 22 年度)

県の広報誌「いわてグラフ」の点字版を発行し、視覚障害者に無料配布することにより県内の動向情報

等を提供し、視覚障害者の福祉の増進を図っている。

発行部数 (年5回) 400部/回 (1回あたり)

表3-5-15 福祉総合相談センター(旧身体障害者更生相談所)の相談判定状況 (H23.3.31現在)

年度	相談 態様	取 扱 実人員	相談件数						計	判定 件数	判定書 交 付 件 数
			更生 医療	補装具	職業	施設	生活	その他			
18	来所	4,935	653	1,084	32	8	189	3,022	4,988	3,884	1,462
	巡回	495	0	472	0	0	44	516	729	664	
	計	5,430	653	1,556	32	8	189	3,066	5,504	4,613	2,126
19	来所	4,953	812	1,309	37	6	168	2,663	4,995	3,683	1,542
	巡回	458	0	443	0	0	39	482	623	580	
	計	5,411	812	1,752	37	6	168	2,702	5,477	4,306	2,122
20	来所	4,074	809	1,032	24	4	118	2,138	4,125	3,058	1,464
	巡回	361	0	541	0	0	16	557	557	557	
	計	4,435	809	1,573	24	4	118	2,154	4,682	3,615	2,005
21	来所	3,291	755	1,089	14	1	146	1,335	3,340	2,503	1,485
	巡回	357	0	350	0	0	16	366	568	568	
	計	3,648	755	1,439	14	1	146	1,351	3,706	3,071	2,031
22	来所	3,391	755	1,241	26	3	159	1,424	3,608	2,614	1,609
	巡回	318	0	318	0	0	0	318	501	501	
	計	3,709	755	1,559	26	3	159	1,424	3,926	3,115	2,110

表3-5-16 判定状況(項目別) (単位:件・%)

項 目	来 所		巡 回		計	
	件数	率	件数	率	件数	率
手帳診断	43	1.6	0	0.0	43	1.4
更生医療	477	18.2	0	0.0	477	15.3
補装具	1,114	42.6	501	100.0	1,615	51.8
心理判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
職能判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の判定	980	37.5	0	0.0	980	31.5
計	2,614	100.0	501	100.0	3,115	100.0

表3-5-17 補装具判定状況(項目別)

種 類	(単位:件・%)	
	件 数	率
義 手	48	3.0
義 足	282	17.5
装 具	677	42.1
車椅子	243	15.1
補聴器	263	16.4
その他	95	5.9
計	1,608	100.0

表3-5-18 自立支援医療(更生医療)給付状況

年度	市 分		町 村 分	
	給付件数 (件)	金 額 (千円)	給付件数 (件)	金 額 (千円)
18	349	34,990	76	6,431
19	356	295,518	118	75,778
20	262	220,268	128	83,939
21	362	359,734	213	80,642
22	399	429,795	217	93,144

4 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

1) 自立支援医療(更生医療)の給付

更生医療は、本人の申請に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する専門医療機関で行われている。その実施状況は、表3-5-18及び統計表編328ページのとおりである。

2) 重度心身障がい者(児)医療費助成

重度心身障がい者(児)の適正な医療を確保することにより、これら障がい者(児)の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、全市町村が重度心身障がい者(児)医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-5-19のとおり補助金を交付した。

なお、昭和63年8月1日から所得制限を導入して交付している。

また、平成7年8月1日から所得制限を緩和するとともに支給方法を償還払いに改めた。

表 3-5-19 重度身体障害者（児）医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	給付件数 (件)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	県補助額 (千円)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者
19	31,321	17,551	474,191	260,168	1,298,117	565,886
20	31,696	16,939	490,535	258,011	1,373,682	553,229
21	32,024	16,690	503,993	258,758	1,389,871	542,158
22	32,249	16,519	505,479	255,226	1,419,143	532,147

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

3) 在宅重度障がい者家族介護慰労手当

在宅重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者の負担の軽減を図っており、その実施状況は表 3-5-20 のとおりである。

4) 特別障害者手当等の支給

精神又は身体に重度の障がいを有する者に特別障害者手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図っている。支給状況は、表 3-5-21 のとおりである。

5) 在宅進行性筋萎縮症患者に対する指導

進行性筋萎縮症に罹患している在宅の身体障がい者に対して、専門医等による診査・相談事業を実施した。

(ブロック：指導人員)

県北：16人 県央：12人

県南：12人 沿岸：10人

(2) 施設福祉の充実

1) 療育センター（障がい者支援施設）

平成 22 年度の利用者（17 人）の職能別比率は図 3-5-3 のとおりであり、障がい等級別構成比は図 3-5-4 のとおりである。また、平成 22 年度退所者の進路は表 3-5-22 のとおりである。

2) 療育センター（肢体不自由児施設）

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を入所させ、治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えるもので、施設の状況は表 3-5-23 のとおりである。

「療育センター」は、肢体不自由児施設及び障がい者支援施設の複合施設の名称である。

図 3-5-3 療育センター（障がい者支援施設）職能別入所者の比率

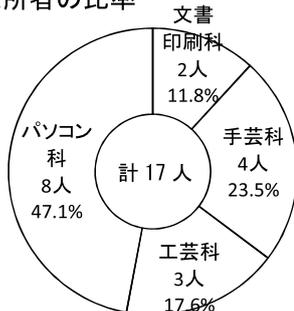


表 3-5-20 在宅重度障がい者家族介護慰労手当支給

年度	給付対象者数 (人)	支給月額 (円)	支給総額 (千円)
18	35	3,500	702
19	32	3,500	635
20	29	3,500	607
21	27	3,500	567
22	25	3,500	497

表 3-5-21 特別障害者手当等の支給状況

	年度	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	合計
支給対象者数 (人)	18	1,387	640	110	2,137
	19	1,375	657	94	2,126
	20	1,408	695	84	2,187
	21	1,438	694	74	2,206
	22	1,461	681	61	2,203
支給月額 (円)	18	26,520	14,430	14,430	
	19	26,440	14,380	14,380	
	20	26,440	14,380	14,380	
	21	26,440	14,380	14,380	
	22	26,340	14,330	14,330	
支給総額 (千円)	18	438,539	110,604	19,209	568,352
	19	433,378	111,689	17,155	562,222
	20	436,974	117,701	15,775	570,450
	21	451,965	119,412	13,647	585,024
	22	457,333	118,822	12,050	588,205

図 3-5-4 療育センター（障がい者支援施設）入所者障がい等級別割合

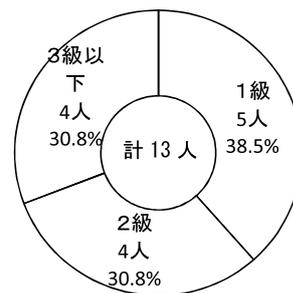


表3-5-22 療育センター（障がい者支援施設）退所者の進路

種 別	退所者数
授産施設	2人
在宅	0人
リハ施設	0人
一般就労	0人
その他	0人
計	2人

表3-5-23 療育センター（肢体不自由児施設）の状況

施設名	設置者	定員	入所児童数
療育センター	岩手県	一般入園 60人	28人
		通園 15人	16人

Ⅲ 知的障がい者福祉

1 概 要

本県の知的障がい児（者）数は、平成23年3月の療育手帳所持者数から、10,362人と把握されている。

これらの知的障がい児（者）に対しては、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージに応じた養育、教育、職業訓練、自立援助など多様な援助が必要である。

このため、保健医療の分野との連携による早期発見、早期療育体制の充実に努めたほか、障害者自立支援法に基づく福祉サービスや働く場・活動の場の確保など、地域生活を支援する事業等の充実に努めた。

このほか、岩手県障がい者スポーツ大会や療育キャンプなどを通じて社会参加の促進を図った。

2 自立助長、社会参加の促進

(1) 自立の支援と社会参加の促進

1) 職親委託

職親委託は、知的障がい者の自立更進行を図るため一定期間職親にあずけて、能力に応じた生活指導と技術習得訓練を行い、就職に必要な素地を与えると共に、雇用促進と職場における定着性を高めることを目的としている。

職親登録者数及び職親委託者数の状況は、表3-5-24のとおりである。

表3-5-24 職親登録及び職種委託の状況

年度	区分	職親登録者数	委託職親数	委託知的障がい者数
18		49	21	31
19		48	22	30
20		49	20	23
21		49	18	21
22		45	10	12

2) 福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）

福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）は、知的障がい者の更生援護の基礎となる医学的、心理学的、機能的判定を行うと共に、その家族の相談を受けて更生に最も適する方法を助言指導している。

また、相談所においては、来所して相談支援を受けることができない知的障がい者や保護者のために巡回相談を実施しており、相談、判定の状況は表3-5-25のとおりである。

表3-5-25 知的障がい者更生相談所の相談判定状況

年度	取扱実人員			相談件数			判定件数			判定書交付件数		
	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計
18	641	283	924	687	299	986	532	331	863	677	276	953
19	424	203	627	659	245	904	702	282	984	510	231	741
20	598	189	787	670	238	908	748	289	1,037	657	243	900
21	666	159	825	737	205	942	792	295	1,087	735	200	935
22	698	185	883	742	206	948	629	237	866	733	184	917

3) 市町村における知的障がい者相談状況

市町村では、知的障がい者の福祉に関する相談及び訪問指導により本人及び保護者等からの相談に応じている。

4) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、社会奉仕精神に基づき、知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び住民の知的障がい者に対する正しい理解の啓発を行っている。

5) 療育手帳の交付

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的として昭和 49 年度から実施している。手帳の新規交付状況は表 3-5-26 のとおり、療育手帳所持者数の年度別状況は表 3-5-27 のとおりである。

表 3-5-26 療育手帳新規交付状況 (単位：件)

区分 年度	A (重度)	B (その他)	計
18	180	271	451
19	59	282	341
20	52	297	349
21	50	330	380
22	43	300	343

表 3-5-27 療育手帳所持者数の年度別状況

区分 年度	総 数			18歳未満			18歳以上		
	計	A	B	計	A	B	計	A	B
18	9,179	3,840	5,339	1,718	755	963	7,461	3,085	4,376
19	9,487	3,938	5,549	1,760	770	990	7,727	3,168	4,559
20	9,789	3,988	5,801	1,820	797	1,023	7,969	3,191	4,778
21	10,112	4,030	6,082	1,802	768	1,034	8,310	3,262	5,048
22	10,362	4,050	6,312	1,843	750	1,093	8,519	3,300	5,219

6) 地域生活支援事業

① 障がい者 110 番運営事業

電話相談：220 件、来所相談：18 件、弁護士相談：26 件 合計 264 件

② レクリエーション教室開催事業

フライングディスク交流会（盛岡市）：309 人参加、療育キャンプ（いこいの村岩手）：19 人参加

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

1) 心身障害者扶養共済制度

心身障がいのため独立自活が困難な者のため、その保護者が共済制度に加入し、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合、障がい者に対して年金を支給するもので、昭和 45 年から実施している。加入者及び年金受給者の状況は表 3-5-28 のとおりである。

2) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、障がい児の福祉の増進を図るため、20 歳未満の中度以上の障がい児（国民年金法による障がいの程度 2 級以上）を養育している者に対し支給されるものである。しかし児童扶養手当と同様に、一定額以上の所得がある場合は、支給制限がある。手当の月額、児童 1 人については 1 級 50,750 円、2 級 33,800 円であり、22 年度末現在の手当受給者数は表 3-5-29 のとおりである。

また、支給対象児童数は 3,013 人であり、22 年度支給した手当の総額は 14 億 5007 万円である。

平成 7 年度からの支給状況は統計表編 321 ページのとおりである。

表 3-5-28 心身障害者扶養共済制度及び年金受給者の状況

年度	前年度末現在加入数	本年度中加入数	本年度脱退数	本年度末現在加入数	年金受給数
18	952	15	4	926	611
19	926	48	4	939	645
20	939	3	14	884	666
21	884	3	3	841	678
22	841	4	3	809	681

表 3-5-29 特別児童扶養手当の受給者及び対象児童数の推移

(単位：人)

年度	受給者数	対象児童数	対象児童の障がい別内訳					
			外 部	内 部	知 的	精 神	知的・精神	重複障がい
18	2,404	2,486	1級 304	1級 181	1級 585	1級 177	-	1級 27
			2級 97	2級 506	2級 365	2級 230	-	2級 6
19	2,497	2,588	1級 305	1級 179	1級 578	1級 244	-	1級 21
			2級 97	2級 510	2級 341	2級 309	-	2級 4
20	2,561	2,659	1級 311	1級 157	1級 666	1級 218	-	1級 23
			2級 109	2級 450	2級 380	2級 340	-	2級 5
21	2,748	2,856	1級 309	1級 152	1級 734	1級 181	-	1級 26
			2級 110	2級 471	2級 466	2級 401	-	2級 6
22	2,882	3,013	1級 311	1級 140	1級 698	1級 108	1級 72	1級 74
			2級 112	2級 448	2級 393	2級 353	2級 181	2級 123

(2) 施設福祉の充実

1) 知的障害児施設

知的障害児施設及び知的障害児通園施設は、知的障がい児を入所又は日々保護者の下から通わせ、これを保護し、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。

平成22年度の入所状況は表3-5-30のとおりである。

2) 重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させてこれを保護し、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

平成22年度の入所状況は、表3-5-31のとおりである。

表3-5-30 知的障害児施設の様況

(平成22年4月1日現在)(単位:人)

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
みたけ学園	社福法人	40(20)	14	22
たばしね学園	〃	50(24)	7	30
はまゆり学園	岩手県沿岸知的障害児施設組合	40	6	33
奥中山学園	社福法人	40	4	38
希望ヶ丘学園	〃	30	7	23
計		200(44)	38	146

(注)()内は重度棟定員の内数

表3-5-31 重症心身障害児(者)施設状況

(平成22年4月1日現在)(単位:人)

施設名	定員	児童(者)数	
		措置	契約
国立病院機構岩手病院 (一関)	120	0	107
国立病院機構釜石病院 (釜石)	80	0	75
国立病院機構花巻病院 (花巻)	60	0	35
みちのく療育園 (矢巾)	50	0	50
計	310	0	267

知的障害児通園施設の様況

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
盛岡市立ひまわり学園	盛岡市(社福法人)	50	0	46
イーハトーブ養育センター	社福法人	30	0	37
計		80	0	83

IV 精神保健福祉

1 概要

本県の精神障がい者数は、入院や通院を行って医療を受けている者は平成23年3月末現在18,834人となっている。

今後、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加を進める上で、偏見や誤解の解消と生活支援等サービスの充実等が重要となる。

2 現状

(1) 精神障がい者の特徴

「精神障がい者」とは、「精神疾患を有する者」と「精神障がいがあるために長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」という二つのとらえ方がある。

このような精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者とは異なり、「病気」と「障がい」が共存しているという特性を持っていることから、この特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念に基づき、その人格が尊重されつつ、可能な限り社会復帰ができる社会づくりをすすめることが必要となる。

(2) 精神障がい者の現状

1) 平成22年度末現在の精神病院等への入院患者

者は3,811人、自立支援医療(精神通院)による通院患者は15,023人、合わせて18,834人となっており、入院患者は減少傾向にあるのに対し、精神通院医療受給者は増加傾向にある。

表3-5-32 精神障がい者の受療状況

(各年度末現在)

年 度	18	19	20	21	22
入院患者数	4,148	4,033	3,940	3,865	3,811
通院公費者数	12,604	14,001	14,097	13,998	15,023
計	16,752	18,034	18,037	17,863	18,834

2) 疾患別では、入院患者の4割以上が統合失調症となっている。精神障がい者の受療状況は、表3-5-32のとおりである。

3 自立助長、社会参加の促進

(1) 自立の支援

1) 精神障がい者社会適応訓練事業（職親制度）

精神障がい者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の慣用を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障がい者の社会復帰を図ることを目的とする事業である。

回復途上にあり、社会的規範を受け入れる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障がい者であって、保健所長が認めた者が対象となる。事業委託期間は、原則として6か月で、3年を限度に更新することができる。

また、協理事業所については、精神障がい者に対する理解が深く、精神障がい者に仕事を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進するのに熱意を有する事業所で、知事が適当と認めたものである。

精神障がい者の訓練を受け入れた協理事業所に対し、訓練生1人当たり日額2,000円（月額40,000円を限度）の協力奨励金を支払っている。

精神障がい者社会適応訓練事業の実施状況は、表3-5-33のとおりである。

表3-5-33 精神障がい者の社会適応訓練事業の実施状況

年度	協理事業所		訓練者 実数	社会復帰者(A)		その他の者 (B)	計 (C = A + B)	訓練 継続者	社会復帰 者の割合 (A/C)
	登録数	受入数		就労	家庭復帰				
18	149	36	68	5	3	15	23	45	34.8
19	158	46	86	13	3	19	35	51	45.7
20	157	41	79	10	8	21	39	40	46.2
21	159	30	56	5	2	16	23	31	30.4
22	129	28	49	9	0	23	32	16	28.2

2) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究ならびに複雑な相談し同事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う機関である。業務の主な内容は、次のとおりである。

ア 保健所、市町村及び関係機関に対する、専門的な立場からの積極的な技術指導や技術援助

イ 一般住民に対する精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識と理解に関する普及啓発

ウ 医師、保健師、精神保健福祉相談員などの専門スタッフによる精神保健福祉に関する相談及び健康相談や思春期、アルコール、自殺予防などの特定相談

エ 家族会、当事者会など組織の育成や活動への協力のほか、精神保健ボランティアの活動支援

精神保健福祉センターにおける事業実績は、表3-5-34のとおりである。

表3-5-34 精神保健福祉センターにおける事業実績

年度	事業 精神保健 相 談	技術援助 ・指導	研修会	広報普及のうち講習会等		調査研究
				回数	参加人数	
18	1,687件	167回	16回	40回	4,054人	6題
19	2,499件	225回	12回	16回	3,719人	16題
20	2,476件	382回	11回	25回	1,310人	4題
21	2,939件	544回	20回	17回	544人	0題
22	3,624件	466回	48回	24回	1,078人	0題

3) 保健所

保健所では、精神障がい者が地域において自立して生活できるよう、さまざまな活動を行っている。業務の主な内容は次のとおりである。

ア 保健所を会場とし、精神科医師や保健師等による定期的な精神保健相談

イ 回復途上にある精神障がい者を対象とした、医療機関と連携した、保健師による訪問指導

ウ 精神障がいに関する正しい知識普及のための講演会や家族教室の開催及び地域住民との交流を深めるための地域交流会などの活動

エ 精神障がい者家族会への活動支援

保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況は、表3-5-35のとおりである。

表3-5-35 保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況
(件数)

年 度	18	19	20	21	22
精神保健相談	3,333	3,468	2,913	4,027	1,430
訪問指導	718	780	1,820	500	649

4) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立を図ることを目的とする制度である。

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者が対象となり、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、1級～3級の3等級で判定される。

なお、手帳の有効期限は2年となっており、2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新する。

手帳交付により援助措置は、次のとおりである。

ア 所得税、住民税の障害者控除の適用、利子等の非課税、自動車税等の減免などの税制上の優遇措置

イ 1級又は2級の場合の生活保護の障害者加算の認定

ウ 県の公共施設の利用料免除

平成21年度末現在の当該手帳の交付状況は、表3-5-36のとおりである。

表3-5-36 精神障害者保健福祉手帳の交付状況
(平成22年度末現在)

等 級	1 級	2 級	3 級	計
交付件数	2,429	2,741	889	6,069

5) 精神保健福祉団体の活動

精神保健福祉関係団体としては、次のような団体があり、それぞれ自主的な活動を行っている。各団体の組織活動等は、次のとおりである。

ア 岩手県精神保健福祉協会

県民の精神保健福祉の向上を目的として、精神科病院、精神科診療所、社会復帰施設等の精神保健福祉関係者で構成される団体で、知識の普及啓発や県精神保健福祉大会の開催などの活動を行っている。

所在地 〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 県精神保健福祉センター内 [Tel 019-629-9617]

イ 日本精神科病院協会岩手県支部

所在地 〒028-2311 紫波町犬渕字南谷地108-3 平和台病院内 [Tel 019-672-2266]

ウ 日本精神科看護技術協会岩手県支部

所在地 〒020-0824 盛岡市東安庭2丁目5-14 [Tel 019-604-7006]

エ 岩手県精神保健福祉連合会

所在地 〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 [Tel 019-637-7600]

オ 岩手県断酒連合会

所在地 〒027-0066 宮古市田の神1-3-38 裃地方 [Tel 0193-62-8915]

第6 低所得者福祉

I 生活保護

1 概要

生活保護法に基づく保護の実施にあたっては、法に即した適正な実施と相談指導、関係機関との連携等により、被保護者の自立助長を図った。

その結果、平成22年度において保護を受けた世帯及び人員（以下「被保護世帯及び被保護人員」という。）は表3-6-1のとおり、10,223世帯、14,499人である。

人口千人当りの被保護実人員（以下「保護率」単位‰パーミル）でみると10.6パーミルとなり、保護率は前年度を上回った。

昭和59年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも減少傾向にあったが、平成10年度からいづれも増加に転じ、22年度も引き続き増加している。

保護状況の詳細な統計表は、統計表編332ページのとおりである。

表3-6-1 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移(年度平均)

内 訳	被保護世帯		被保護人員		保護率 (%)
	実数 (世帯)	指数	実数 (人)	指数	
18	7,848	100	11,120	100	8
19	8,033	102.4	11,294	101.5	8.2
20	8,407	107.1	11,747	105.6	8.6
21	9,240	117.7	12,994	116.9	9.6
22	10,223	130.2	14,499	130.4	10.6

2 保護の開始・廃止

(1) 開始・廃止世帯

平成22年度は、開始世帯1,912世帯に対して廃止世帯は1,074世帯となり、開始世帯が838世帯上回っている。

また、平成21年度に比較してみると開始世帯は111世帯減少し、廃止世帯は76世帯増加した。

(2) 開始・廃止人員

平成22年度に保護を開始した人員は2,856人、廃止した人員は1,377人となり、開始人員が1,479人上回っている。

また、平成21年度に比較してみると、開始人員で251人減少し、廃止人員では48人増加した。

(3) 理由別開始・廃止の状況

開始、廃止の状況を理由別にみると、表3-6-2のとおりで、開始世帯では、「傷病」に起因するものが最も高い比率を占め、21.8パーセントとなっている。

以下、「勤労収入の減少」20.7パーセント及び、「不労収入の減少」17.6パーセントと続いている。

一方、廃止世帯では、「死亡」38.9パーセント、「不労収入の増加」12.3パーセント、「勤労収入の増加」11.2パーセントの順になっている。

表3-6-2 理由別、開始・廃止状況の推移

(単位：%)

理由 年度	傷病	勤労収入 の減少	不労収入 の減少	主の死亡 離別不在 老 衰	その他	年度							
						理由	傷病の 治癒	死亡	勤労収入 の増加	不労収入 の増加	その他		
開 始	18	34	10.9	18.7	5.6	30.8	廃 止	18	0.9	31.3	12.1	10.4	45.3
	19	34.5	12.6	17.5	4.5	30.9		19	1.6	32.1	11.6	11.2	43.5
	20	28.7	18.3	18	3.9	31		20	1	36.1	9.2	14.9	38.8
	21	22.1	27.3	23.7	4.1	22.7		21	0.9	33.8	10.3	14.4	40.6
	22	21.8	20.7	17.6	4.5	35.4		22	0.2	38.9	11.2	12.3	37.4

(4) 労働力類型別開始・廃止の状況

労働力類型別に開始・廃止世帯をみると、いずれも非稼働世帯が大半を占めており、平成 22 年度は表 3-6-3 のとおり開始世帯では 87.3 パーセントを非稼働世帯が占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 9.7 パーセント、世帯員の稼働 3 パーセント）は 12.7 パーセントとなっている。

一方、廃止世帯の状況をみると、非稼働世帯が 88.3 パーセントを占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 9.7 パーセント、世帯員の稼働 2.0 パーセント）は 11.7 パーセントとなっている。

廃止世帯の中で非稼働世帯が占める割合が高いが、その要因としては、年金制度及び福祉諸施策の充実が影響しているものと考えられる。

表 3-6-3 労働力類型別開始・廃止の状況の推移

(1) 開始 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
18	9.5	2.5	88
19	9.1	2.2	88.7
20	8.9	1.8	89.3
21	10	2.9	87.1
22	9.7	3	87.3

(2) 廃止 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
18	13.7	1.9	84.4
19	10.6	2.2	87.2
20	11.5	2.3	86.2
21	12.7	2	85.3
22	9.7	2	88.3

3 被保護世帯等の状況

被保護世帯数は、昭和 40 年代の末から減少傾向で推移してきたが、長びく景気の停滞等の影響を受け、平成 10 年度から増加に転じている。

(1) 世帯人員別被保護世帯数

一世帯当たり人員の減少傾向は、平成 21 年 7 月 1 日現在で実施された第 64 回被保護者全国一斉調査の結果にも現われている。

それによると、表 3-6-4 のとおりで単身世帯が 74.4 パーセントと圧倒的に多く、2 人世帯の 16.5 パーセントと合わせて全世帯の 90.9 パーセントを占めている。

(2) 世帯類型別被保護世帯数

被保護世帯を世帯類型別にみると、表 3-6-5 のとおりの構成になっており、高齢者世帯の占める割合が高く 41.4 パーセントを占めている。次に傷病・障害者世帯が 33.1 パーセントを占めている。

このほか、その他世帯 19.8 パーセント、母子世帯 5.7 パーセントとなっているが、高齢、母子、傷病、障害といった、何らかの形で看護を要する世帯は 80.2 パーセントとその大半を占めている。

なお、高齢者の区分けは、従来女性は 60 歳以上であったが、平成 17 年度に男女とも 65 歳以上に変更されている。

表 3-6-4 世帯人員別被保護世帯 (H22.7.1現在)

世帯人員	世帯人員別被保護世帯数							
	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
内訳								
世帯数(世帯)	9,868	7,346	1,629	516	250	86	13	28
割合(%)	100	74.4	16.5	5.2	2.6	0.9	0.1	0.3

表 3-6-5 世帯類型別世帯構成比の推移

(単位：%)

年度	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
18	100	43.1	5.6	36.7	14.6
19	100	43.6	5.5	36.5	14.4
20	100	44.1	5.5	35.3	15.1
21	100	42.5	5.5	34.4	17.6
22	100	41.4	5.7	33.1	19.8

図 3-6-1 世帯類型別非保護世帯数
(22 年度平均)

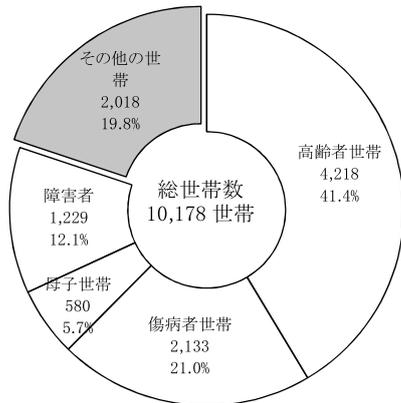
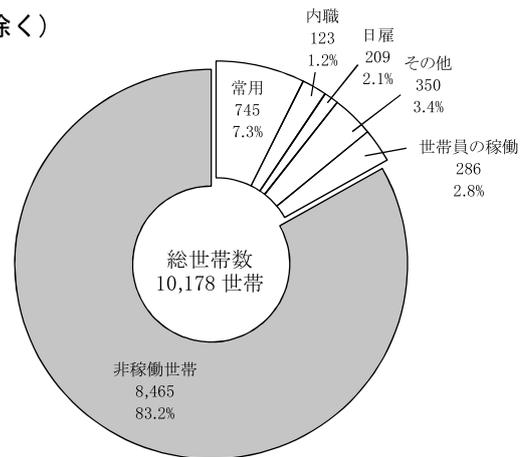


図 3-6-2 労働力類型別世帯数(停止世帯を除く)



(3) 労働力類型別被保護世帯数

福祉行政報告例による平成 22 年度の労働力類型別世帯数の状況は、表 3-6-6 のとおりで、非稼働世帯が 83.2%となった。また、稼働世帯について、その他の就労の占める割合は減少傾向が続いている中で、常用世帯の割合が増加した。一方、全国平均の非稼働世帯の割合は 86.7%となっており、本県より高率である。本県の非稼働世帯の比率が全国平均を下回っている理由として、小規模な野菜自給等の労働形態が多いことが挙げられる。

表 3-6-6 労働力類型別世帯の推移 (単位：%)

労働力 類型 年度	稼働世帯						非稼働世帯	総数
	世帯主が働いている世帯					世帯員が働いている世帯		
	計	常用	日雇	内職	その他			
18	13.9	5.7	1.7	1.5	5	3.6	82.5	100.0
19	14.1	6.1	1.7	1.8	4.5	3.4	82.5	100.0
20	14.1	6.4	1.8	1.9	4	3	82.9	100.0
21	14.0	6.6	2	1.5	4.0	2.6	83.3	100.0
22	14.0	7.3	2.1	1.2	3.4	2.8	83.2	100.0

(4) 被保護人員

平成 22 年度被保護人員は、前年度に比較し、1,505 人増の 14,499 人となった。これは前年度比 11.6 パーセントの増加である。扶助別人員も、全体として増加傾向となっている。また、医療扶助人員は、昭和 48 年度以降減少していたが、平成 10 年度は増加に転じ、平成 22 年度には前年度より 1,129 人多い 11,313 人となった。

次に、平成 22 年 7 月 1 日現在で実施された第 64 回被保護者全国一斉調査により、年齢別、性別に被保護人員をみると表 3-6-8 のとおりで、年齢別では 60 歳以上の割合が 50.4 パーセントを占め最も高く、性別では女子が 59.9 パーセントを占め男子を上回っている。

被保護人員の年齢別構成の推移をみると、表 3-6-9 のとおりとなっており、この中で特に高齢者についてさらに区分してその推移をみると、表 3-6-10 のとおりの状況となっている。

表 3-6-7 扶助別、被保護人員の推移
(年度平均) (単位：人)

年度	18	19	20	21	22
被保護人員	11,120	11,294	11,747	12,994	14,499
生活扶助	9,798	9,934	10,411	11,515	12,920
住宅扶助	7,135	7,287	7,744	8,792	10,010
教育扶助	803	790	828	901	1,008
介護扶助	1,374	1,488	1,638	1,799	2,008
医療扶助	8,735	8,895	9,318	10,184	11,313

表 3-6-8 年齢別、性別被保護人員
(平成22年7月1日現在) (単位：人)

性別	人員			
	0～5 歳	6～14 歳	15～59 歳	60歳以上
男	191	532	3,040	2,837
女	173	492	2,527	4,235
計	364	1,024	5,567	7,072

表3-6-9 年齢別被保護人員の推移
(各年度7月1日現在) (単位:人、%)

年齢 年度	0～ 5歳	6～ 14歳	15～ 59歳	60歳 以上	計
18	210 (2.0)	805 (7.5)	4,172 (39.0)	5,503 (51.5)	10,690 (100.0)
19	215 (2.0)	817 (7.5)	4,230 (38.8)	5,641 (51.7)	10,903 (100.0)
20	217 (1.9)	831 (7.4)	4,307 (37.9)	6,000 (52.8)	11,355 (100.0)
21	266 (2.1)	890 (7.2)	4,841 (39.1)	6,396 (51.6)	12,393 (100.0)
22	364 (2.6)	1,024 (8.1)	5,567 (46.1)	7,072 (50.4)	14,027 (100.0)

表3-6-10 高齢者の推移
(各年度7月1日現在) (単位:人)

年度 年齢	18	19	20	21	22
60～64歳	1,153	1,169	1,272	1,408	1,620
65～69歳	1,092	1,117	1,185	1,236	1,412
70～79歳	2,054	2,086	2,126	2,218	2,389
80歳以上	1,204	1,269	1,417	1,534	1,651
計	5,503	5,641	6,000	6,396	7,072

(5) 保護率

保護率の動きをみると、昭和39年度の25.3パーミルをピークに年々減少傾向にあったが、平成11年度に増加に転じた。保護率は、昭和57年度から全国平均を下回っている。

東北六県の比較においては、表3-6-11のとおり青森県の20.8パーミル、秋田県の13.7パーミル、宮城県の11.5パーミルに次いでいる。

次に各市福祉事務所及び各広域振興局等の保護率の状況をみると、表3-6-12のとおりで、前年度に比較し、大多数の市及び広域振興局等で増加している。なお10パーミル以上の高い保護率を示している地域は、盛岡市、宮古市、久慈市、釜石市、二戸市、旧釜石地方振興局、旧宮古地方振興局、旧久慈地方振興局及び旧二戸地方振興局の9カ所である。

表3-6-11 全国・東北各県の保護率の状況
(月平均) (単位:‰)

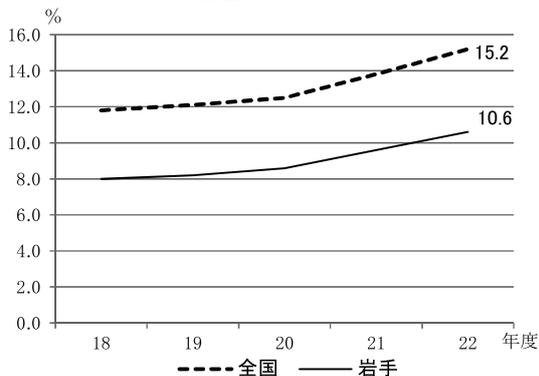
年度 県名	18	19	20	21	22
岩手	8	8.2	8.6	9.6	10.8
全国	11.8	12.1	12.5	13.8	15.2
青森	16.9	19.6	18	19.1	20.8
秋田	11	12.1	11.5	12.5	13.7
宮城	8.2	8.9	9.1	10.2	11.5
山形	4.3	4.4	4.4	4.9	5.6
福島	7.2	8.3	7.5	8.2	9.2

表3-6-12 岩手県の保護率の状況(単位:‰)

福祉事務所 等名	18	19	20	21	22
盛岡市	10.5	11.3	12.2	14.1	16.2
宮古市	13.1	13.4	13.5	15	16.3
大船渡市	4.5	4.6	4.6	5	5.1
花巻市	6.5	6.7	7.1	8.2	9.5
北上市	4.7	4.8	5.3	6.4	7.6
久慈市	10.2	10.2	10.3	11.3	12.4
遠野市	5.6	5.8	6.8	7.3	9.7
一関市	6.2	6.3	6.7	7.7	8.6
陸前高田市	5	5.1	5.3	6.3	7
釜石市	12.4	12.9	13.5	14.4	15.3
二戸市	7.5	8.1	8.7	9.5	10
八幡平市	6.9	7	7	7.1	7
奥州市	4.6	4.3	4.3	4.9	5.7
市部平均	7.9	8.1	8.1	9.8	11.1
盛岡	5.7	5.8	5.9	6.7	7.9
県南	3.9	3.9	3.8	4.2	4.6
大船渡	3.6	3.2	3.5	3.7	6
釜石	18.1	18.7	17.8	18.5	18.6
宮古	18.5	18.4	18.3	18	19.1
久慈	10.7	10.8	11.1	11	12
二戸	10.4	10.9	10.7	10.6	10.5
郡部平均	8.5	8.6	8.6	9	9.8

図3-6-3 保護率の推移

(資料:生活保護速報)



(6) 医療扶助

医療扶助率（医療扶助人員の被保護人員に対して占める割合）は、表3-6-13のとおりで21年度を0.4パーセント下回る78パーセントとなっている。

医療扶助率と入院率の推移をみると、ともに減少傾向にある。

これを全国平均に比較してみると、医療扶助率は全国平均を下回っている。

病類別扶助人員の状況は表3-6-15及び表3-6-16のとおりで、入院患者のなかで精神疾患の患者が50.7パーセントを占めており、このことが結果的に、医療の長期化と同時に被保護世帯の自立を大きく阻害していると考えられる。

4 保護費の状況

保護費総額は200億7745万円で、1ヶ月平均16億7,312万円となっている。

また、保護費総額に占める各扶助費の割合は表3-6-17のとおりであるが、医療扶助費が97億8,508万円となっており、保護費総額に占める割合が圧倒的に高い。

被保護者一人当たりのひと月の保護費の状況を見ると、平成22年度は115,396円となっている。

また、図3-6-5のとおり受給者一人当たり、生活扶助費は平成10年度47,973円であったものが平成22年度には46,318円と、医療扶助費は平成10年度99,836円であったものが72,078円となっている。

表3-6-13 医療扶助率と入院率 (各年度平均)

年度	区分	18	19	20	21	22
	医療扶助率	岩手	78.8	78.8	79.1	78.4
全国		81.0	80.9	80.5	79.8	79.6
入院率	岩手	13.1	9.6	11.3	10.9	9.7
	全国	10.6	8.2	9.6	8.9	8.4

表3-6-14 医療扶助人員の推移 (月平均) (単位:人)

年度	区分		総数		入院		入院外	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数		
18	8,735	100	1,145	100	7,589	100		
19	8,895	101.8	1,084	94.7	7,812	102.9		
20	9,318	106.7	1,070	93.4	8,249	108.7		
21	10,185	116.6	1,106	96.6	9,079	119.6		
22	11,313	129.5	1,099	96	10,214	134.6		

(注) 指数は、18年度を100とした。

表3-6-15 病類別医療扶助人員の状況

病類	人員	延人員(人)	月平均(人)	比率(%)
	入院	精神疾患	6,680	557
その他		6,509	542	49.3
小計		13,189	1,099	100.0
入院外	精神疾患	4,623	385	3.8
	その他	117,948	9,829	96.2
	小計	122,571	10,214	100.0

表3-6-16 病類別医療扶助人員の推移 (各年度月平均) (単位:人)

病類	人員	18	19	20	21	22
	入院	精神疾患	617	592	525	546
その他		528	492	524	560	542
小計		1,145	1,084	1,049	1,106	1,099
入院外	精神疾患	379	365	302	324	385
	その他	7,211	7,446	7,937	8,754	9,829
	小計	7,590	7,811	8,239	9,079	10,214
合計		8,735	8,895	9,288	10,184	11,313

図3-6-4 扶助費の年度別推移 (単位:円)

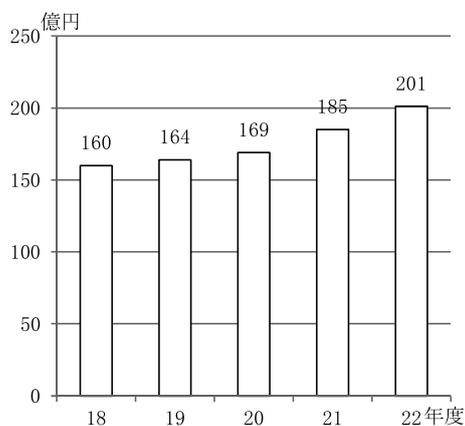
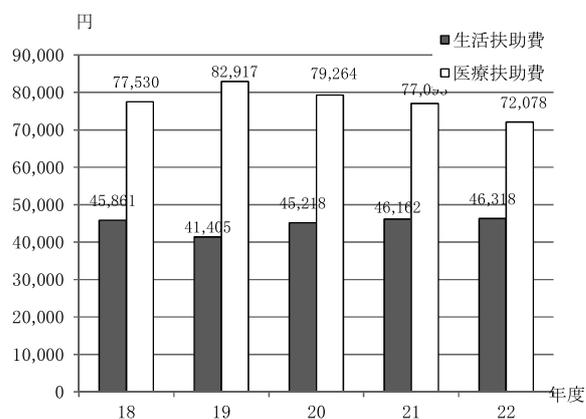


図3-6-5 1人1ヵ月平均の生活扶助費、医療扶助費の推移 (単位:円)



5 保護施設

保護施設は、身体上又は精神上独立して生活を営むことのできない人々への生活の場を提供し、生活扶助を行うものである。県内には、救護施設の好地荘(定員70人)、松山荘(定員100人)が設置されている。

II 生活福祉資金貸付

1 概要

昭和30年に創設された世帯更生資金は、平成2年10月に貸付対象世帯として低所得世帯、身体障害者世帯に新たに知的障害者世帯、高齢者世帯を加えるとともに、名称も生活福祉資金に改正され、平成13年度から新たに離職者支援資金が、平成14年度から緊急小口資金及び長期生活支援資金が創設された。平成19年度から要保護者向け長期生活福祉資金が、平成20年度からは自立支援対応資金が創設された。平成21年10月には、これまで10種類あった資金種類を4種類に統合・再編を行うとともに、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げを行った。本資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としており、資金の貸付と民生委員・児童委員の援助指導が並行して行われることが特色である。

2 貸付状況等

貸付資金の種類は、平成21年10月に更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金及び自立支援対応資金の10種類から総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類に統合・改編され、それぞれ必要に応じて貸付を行っている。

貸付決定状況は表3-6-18のとおりであり、平成22年度は、前年度に比べ件数で1,533件(101.9%)の増、金額で290,667千円(27.3%)の増となった。

また、資金種類別貸付状況は表3-6-19のとおりである。

表3-6-17 保護費の支払い状況

(単位：千円)

扶助の種類	扶助費	構成比
生活扶助	7,181,208	35.8
住宅扶助	1,977,863	9.9
教育扶助	135,782	0.7
介護扶助	484,061	2.4
医療扶助	9,785,080	48.7
その他扶助	129,372	0.6
施設事務費	384,080	1.9
総 額	20,077,446	100.0

表3-6-18 貸付決定状況

(単位：千円、件)

年 度	18	19	20	21	22
金 額	230,752	328,616	441,919	1,063,458	1,354,125
件 数	213	333	483	1,505	3,038

表3-6-19 資金種類別貸付状況

(単位：千円、%)

区 分	18		19		20		21		22	
	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比
更 生 資 金	8,941	3.9	8,640	2.6	4,972	1.1	5,740	0.5		
福 祉 資 金	2,380	1	18,838	5.7	16,570	3.8	11,210	1.0		
福 祉 資 金 (住 宅 資 金)	600	0.2	0	0	0	0	0	0		
療 養 ・ 介 護 資 金	1,744	0.8	8,932	2.7	3,657	0.8	9,445	0.9		
災 害 援 護 資 金	0	0	0	0	1,500	0.3	0	0		
緊 急 小 口 資 金	1,106	0.5	3,530	1.1	8,530	1.9	9,185	0.9		
修 学 資 金	199,596	86.5	284,490	86.6	349,797	79.2	85,707	8.1		
離 職 者 支 援 資 金	5,300	2.3	0	0	8,600	2	10,820	1.0		
自 立 支 援 対 応 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0		
長 期 生 活 支 援 資 金	11,085	4.8	0	0	0	0	0	0		
要保護世帯向け長期生活支援資金	0	0	4,186	1.3	48,293	10.9	41,262	3.9		
総合支援資金	生 活 支 援 費						239,549	22.5	343,601	25.4
	住 宅 入 居 費						701	0.1	609	0.0
	一 時 生 活 再 建 費						12,141	1.1	22,233	1.6
福祉資金	福 祉 費						54,825	5.1	138,075	10.2
	緊 急 小 口 資 金						34,627	3.3	195,818	14.5
教育支援資金	教 育 支 援 費						423,104	39.8	507,635	37.5
	修 学 支 度 費						89,197	8.4	86,097	6.4
不動産担保型生活資金	不 動 産 担 保 型 生 活 資 金						8,148	0.8	23,030	1.7
	要 保 護 世 帯 向 け 長 期 生 活 支 援 資 金						27,797	2.6	37,027	2.7
計	230,752	100	328,616	100	441,919	100	1,063,458	100	1,354,125	100

3 償還状況

貸付金の償還状況をみると、制度発足以来の累計貸付金額 125 億 3,301 万円に対して 94 億 3,945 万円償還され、償還率は 75.3 パーセントとなっている。一方、平成 22 年度末での未償還額は 30 億 9,356 万円である。

4 原資助成等の状況

貸付原資は、県の補助金が充てられているが、当該助成状況は表 3-6-20 のとおりである。

また、生活福祉資金の運営事務費は、貸付金利息等が充てられているが、県では、資金の適正かつ迅速な運営が行われるよう県社協事務費、民生委員実費弁償費及び市町村社協事務費等について助成している。平成 22 年度の助成額は 1,621,499 千円である。

表 3-6-20 貸付原資助成状況（生活福祉資金）

(単位：千円)

年度	18	19	20	21	22
原資補助金	0	0	0	364,288	1,538,441
原資累計額	3,123,892	3,123,892	3,123,892	3,488,180	5,026,621

第 7 国民健康保険

1 概要

国民健康保険は、34 市町村、1 国保組合によって運営されている（平成 23 年 3 月 31 日現在）。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

保険者の財政状況は、事業勘定の収支状況でみると、県全体としては、黒字額は前年度を下回った。

2 適用状況

国保加入世帯数及び被保険者数の推移は表 3-7-1 のとおりで、平成 20 年度から 75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯数及び被保険者数が減少している。

また、国保加入率は表 3-7-2 のとおりで、県人口に占めるその割合（加入率）は、平成 15 年度以降は 39%代で推移していたが、平成 20 年度は後期高齢者医療制度の開始に伴い低下し、平成 21 年度以降も低下している。

表 3-7-1 国保加入世帯数及び被保険者数の状況

(単位：世帯、人)

年度	世帯数			被保険者数			1 世帯当り被保険者数
	総数	市町村	国保組合	総数	市町村	国保組合	
18	270,763	268,352	2,411	543,614	539,524	4,090	2
19	270,766	268,287	2,479	534,530	530,399	4,131	2
20	215,232	212,760	2,472	391,812	388,010	3,802	1.8
21	212,630	210,133	2,497	383,069	379,237	3,832	1.8
22	211,439	208,934	2,505	377,135	210,133	3,810	1.8

表 3-7-2 国保加入率

(単位：人)

区分	人口	国民健康保険被保険者	その他	国保加入率
年度	(A)	(B)		(B) / (A)
18	1,377,666	543,614	834,052	39.46
19	1,366,652	534,530	832,122	39.11
20	1,355,205	391,812	967,195	28.63
21	1,345,007	383,069	961,938	28.48
22	1,344,814	377,135	967,679	28.04

(注) 人口：住民基本台帳登録人口

3 保険給付状況

平成22年度の保険給付の状況は表3-7-3のとおりで、診療費の金額は増加したが、受診率は減少している。

また、葬祭給付は減少し、出産育児一時金は増加している。

表3-7-3 保険給付状況

区分 年度	診 療 費						合 計 (診療費)		受診率	1件当りの 費用額 (診療費) (円)	1人当りの 費用額 (診療費) (円)	
	入 院		入 院 外		歯 科		件 数 (件)	金 額 (千円)				
	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)						
18	213,889	83,677,740	5,415,910	66,892,839	708,511	11,178,407	6,338,310	161,748,987	1,154.02	25,519	294,498	
19	212,742	85,725,511	5,472,412	68,251,563	697,643	10,965,772	6,382,797	164,942,846	1,180.24	25,842	304,996	
20	95,637	39,523,372	3,223,677	36,909,749	534,323	8,246,978	3,853,637	84,680,098	980.9	21,974	215,544	
21	94,535	40,545,124	3,211,687	37,704,495	534,589	8,129,386	3,840,811	86,379,004	983.7	22,490	221,233	
22	92,518	41,066,795	3,079,316	37,932,736	536,194	8,186,479	3,708,028	87,186,008	969.1	23,513	227,854	
対前 年比	18	0.983	0.984	1.001	0.982	1.026	0.989	1.003	0.989	1.012	0.981	0.993
	19	0.995	1.024	1.01	1.02	0.985	0.981	1.007	1.02	1.023	1.013	1.036
	20	0.45	0.461	0.589	0.541	0.766	0.752	0.604	0.513	0.831	0.85	0.707
	21	0.99	1.026	0.996	1.022	1.000	0.986	0.997	1.020	1.003	1.023	1.026
22	0.98	1.013	0.959	1.006	1.003	1.007	0.965	1.009	0.985	1.045	1.030	

(注1) 老人保健法に基づく医療給付を含む。

(注2) 受診率 = (診療件数 ÷ 被保険者数年度平均) × 100

(参 考)

年度 区分	薬剤の支給		
	件 数 (件)	金 額 (千円)	
18	2,945,734	35,580,759	
19	3,097,699	38,303,067	
20	1,888,779	20,709,073	
21	1,922,586	21,745,488	
22	1,935,082	21,566,682	
対前 年比	18	1.05	1.029
	19	1.052	1.077
	20	0.61	0.541
	21	1.02	1.050
	22	1.01	0.992

年度	療養諸費負担区分			
	保険者負担 分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分	
			他法優先 (千円)	国保優先 (千円)
18	168,941,358	35,289,450	172,086	1,197,267
19	174,004,048	36,176,713	161,554	1,152,033
20	79,708,278	26,608,475	0	2,988,117
21	81,451,027	27,404,337	0	3,223,881
22	81,837,038	27,604,326	0	3,147,489

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		出産育児一時金等		計		件 数 (件)	金 額 (千円)
	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)		
18	10,094	304,730	1,544	504,450	11,638	809,180	217,483	8,270,990
19	10,324	310,902	1,455	506,750	11,779	817,652	227,384	8,507,517
20	2,728	83,806	1,351	477,860	4,079	561,666	131,477	8,230,619
21	2,476	77,850	1,249	490,823	3,725	568,673	144,173	8,944,972
22	2,390	74,890	1,338	557,613	3,728	632,503	145,274	9,422,522

4 国保財政

(1) 事業勘定

事業勘定における収支状況（形式収支）は、表3-7-4のとおりで、県全体としては、33億8,327万円の黒字で、前年度に比べ、4億535万円の減少となっている。

(2) 直診勘定（診療所）及び企業会計

平成20年度までで直診勘定（診療所）及び企業会計に係る収入状況及び施設数の集計を終了した。平成20年度以前の過去5年間の状況は、表3-7-5から表3-7-7までのとおりとなっている。

表3-7-4 国保特別会計（事業勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	歳 入				歳 出			差 引
	保 険 税	国庫支出金	そ の 他	計	保険給付	そ の 他	計	
18	39,371,311	40,881,752	52,492,710	132,745,773	85,413,596	42,834,786	128,248,382	4,497,392
19	39,658,951	40,148,341	62,813,782	142,621,074	90,522,774	48,317,482	138,840,256	3,780,817
20	31,347,878	35,684,448	71,397,735	138,430,061	88,982,490	44,396,421	133,378,911	5,051,150
21	30,595,348	36,904,371	72,404,673	139,904,392	91,483,578	44,632,193	136,115,771	3,788,621
22	28,582,424	39,376,608	71,554,580	139,513,612	92,402,553	43,727,786	136,130,339	3,383,273

表3-7-5 国保特別会計（直診勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	歳 入							収支差引額
	診療収入	国庫支出金	県支出金	繰入金	繰越金	その他	計	
16	3,452,116	1,314	4,022	1,362,037	215,980	257,583	5,293,052	
17	3,361,616	1,450	1,296	1,414,724	217,223	370,996	5,367,305	
18	3,143,501	50,350	0	1,644,927	183,938	456,400	5,479,116	
19	3,220,269	11,388	0	1,557,121	77,316	177,806	5,043,901	
20	3,278,288	6,232	0	1,454,817	72,422	359,722	5,171,481	

年度	歳 出						収支差引額
	総務費	医業費	施設設備費	公債費	その他	計	
16	2,964,183	1,614,518	96,341	352,350	207,855	5,235,247	57,805
17	2,918,185	1,639,245	127,463	395,334	163,964	5,244,191	123,114
18	3,075,841	1,503,026	352,334	367,707	102,892	5,401,800	77,316
19	3,001,193	1,533,882	65,481	363,731	7,192	4,971,480	72,422
20	2,967,157	1,680,082	127,951	267,118	42	5,042,350	129,131

表3-7-6 国保特別会計（企業勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	収 益					費 用	
	医業収益	他会計補助	国・県補助金	その他の医業外収益	計	給与費	材料費
16	9,042,491	275,874	8,400	1,104,480	10,431,245	5,992,711	2,311,457
17	8,437,24	693,586	17,946	626,690	9,775,460	5,660,792	2,034,697
18	7,494,851	1,200,484	16,524	1,341,748	10,053,61	5,160,847	1,845,189
19	7,231,110	733,864	7,353	1,441,641	9,413,969	4,951,278	1,802,535
20	6,723,712	644,053	14,001	1,562,392	8,944,158	4,706,618	1,588,253

費 用						損 純 益 (利)	累積赤字額
経費	減価償却費	資産減耗費	研究研修費	医業外費用	計		
1,452,674	626,868	10,630	35,793	434,878	10,865,011	△433,766	△4,716,574
1,535,570	604,522	17,259	33,792	434,437	10,321,069	△545,609	△4,769,127
1,400,192	615,754	21,925	30,159	1,273,694	10,347,760	△294,151	△4,844,841
1,356,356	582,852	14,946	28,165	1,205,835	9,941,967	△527,998	△4,707,665
1,282,377	490,049	11,078	27,881	1,117,350	9,223,606	△285,747	△4,795,531

表 3-7-7 診療施設の状況 (21. 3. 31現在)

区分		年度					
		16	17	18	19	20	
保険者数 (一部事務組合含む)		34	22	20	20	20	
施設数 (か所)	総数	50	47	49	52	51	
	病院	9	9	8	8	7	
	有床診療所	11	11	12	13	14	
	無床診療所	23	21	21	22	22	
	出張診療所	7	6	8	9	8	
病床数 (床)	総数	937	937	891	883	789	
	病院	790	790	725	704	607	
	診療所	147	147	166	179	182	
職員数 (人)	総数	(27) 1,189	(34) 1,147	(20) 1,108	(24) 1,111	(48) 1,074	
	医師数	総数	(9) 175	(15) 158	(4) 148	(5) 149	(6) 149
		一般医	(5) 147	(12) 133	(4) 119	(5) 120	(5) 119
		歯科医	(4) 28	(3) 25	29	29	(1) 30
	薬剤師数	28	28	26	25	22	
	看護師数	(1) 381	(5) 382	(6) 380	(6) 381	(6) 382	
	技術職員数	(12) 351	(6) 334	(4) 309	(5) 314	(15) 289	
	事務職員数	(6) 155	(8) 151	(7) 158	(9) 154	(15) 160	
その他	98	94	(1) 85	(1) 86	(6) 72		

(注) () 兼務職員 (当該市町村の直診勘定によって経理を行っている他の職員) 再掲休診を含まない。

5 国保診療施設運営費助成

国民健康保険診療施設のうち、当該地域の医療供給上欠くことのできない施設で、かつ、經常収支において赤字となり経営が困難な不採算診療所に対し運営費を補助していたが平成 16 年度から廃止した。(表 3-7-8)

6 高額療養資金貸付制度

国民健康保険の被保険者で、医療費の支払いが困難な者に、高額療養費が支給されるまでの間、市町村が一時支払資金を融資する目的で「高額療養資金貸付制度」が、昭和 52 年 7 月 1 日から全市町村で実施されている。

平成 22 年度におけるこの制度の利用状況は次のとおりである。

貸付件数	703 件
貸付金額	81,082 千円
1 件当たり平均貸付金額	115,337 円

表 3-7-8 国保診療施設運営費助成状況
(単位：千円)

年度	保険者数	施設数	立地条件	補助額
11	10	10	第1種 4施設 第2種 6施設	25,775
12	9	9	第1種 5施設 第2種 4施設	25,729
13	8	8	第1種 4施設 第2種 4施設	20,679
14	3	3	第1種 2施設 第2種 1施設	7,056
15	5	5	第1種 3施設 第2種 2施設	11,641
16~	廃止			

第 8 後期高齢者医療制度

1 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の後期高齢者及び 65 歳以上 74 歳以下で一定の障害がある高齢者を対象にした独立した医療保険制度で、平成 20 年 4 月に施行された。

制度の運営は、保険料徴収については市町村が行い、財政については県内全市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営する。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

2 適用状況

被保険者及び加入率は表3-8-1のとおりである。

表3-8-1 被保険者数及び加入率 (単位:人)

区分 年度	人口 (A)	後期高齢者 医療制度被 保険者 (B)	国民健康保 険被保険者	その他	後期高齢者 医療制度加 入率 (%)
					(B)/(A)
21	1,345,007	193,834	379,237	771,936	14.4
22	1,334,814	197,670	373,325	763,819	14.8

(注) 人口: 住民基本台帳登録人口

3 保険給付状況

平成22年度の保険給付の状況は表3-8-2のとおりである。

表3-8-2 保険給付状況

年度	診療費(費用額)						合計 (診療費)	
	入院		入院外		歯科		件数(件)	金額(千円)
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)		
21	145,756	61,373,070	3,002,413	40,107,753	239,016	4,034,279	3,387,185	105,515,103
22	147,065	64,144,919	2,960,224	40,939,738	253,430	4,282,091	3,360,719	109,366,747

年度	受診率	1件当たりの費用額 (診療費:円)	1人当たりの費用額 (診療費:円)
21	1778.03	31,151	553,879
22	1717.69	32,542	558,981

(参考)

年度	調剤	
	件数(件)	金額(千円)
21	1,822,410	27,016,196
22	1,921,871	27,924,735

表3-8-2 保険給付状況(つづき)

年度	診療費負担区分		
	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分 (千円)
21	94,103,358	11,282,400	129,344
22	97,582,808	11,661,056	122,833

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		その他		計		件数(件)	金額(千円)
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)		
21	11,235	337,050	0	0	11,235	337,050	257,630	3,862,002
22	11,329	339,803	0	0	11,329	339,803	268,694	4,166,560

4 保険者の収支状況

岩手県後期高齢者医療広域連合の収支状況は表3-8-3のとおりで、平成22年度は7億1,217万円の黒字となっている。

表3-8-3 収支状況

(単位:千円)

年度	歳入							計
	市町村負担金		国庫支出金	県支出金	後期高齢者 交付金	その他	計	
	保険料 負担金	その他						
21	7,467,749	12,831,294	43,885,485	10,139,803	52,765,466	1,199,748	128,289,545	
22	7,494,916	13,933,586	46,277,571	10,927,678	54,833,985	1,236,032	134,703,768	

年度	歳出						収支差引額
	総務費	保険給付費	保健事業費	財政安定化 基金拠出金	その他	計	
21	320,912	126,819,066	144,384	105,838	34,573	127,424,773	864,772
22	262,044	131,577,325	177,938	122,884	1,851,407	133,991,598	712,170

第9 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 概要

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の各種援護法に基づいて実施している。これらの援護施策は、逐年援護対象の拡大と給付内容の改善が図られてきているが、援護対象者の高齢化が進んでいるところから、平成22年度も前年度に引き続き、申請書等の正確かつ迅速な処理と権利者の失権防止に重点をおいて事業の推進を図った。

また、中国帰国者援護については、関係機関等と連携を図りながら援護施策の充実強化に努めた。

2 遺族等の援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護

(援護法昭和27年法律第127号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和27年公布施行以来逐年改正が行われ、戦没者等の遺族に対する援護の範囲を拡大するとともに遺族年金等の増額等が行われた。法施行以来の事務処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-1のとおりである。

(2) 公務扶助料及び特例扶助料

公務扶助料等の処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-2のとおりである。

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和38年法律第61号)

戦没者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。その裁定状況は表3-9-3のとおりである。

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(支給法昭和40年法律第100号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-4のとおりである。

(5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和41年法律第109号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-5のとおりである。

(6) 戦没者の父母等に対する特別給付金

(支給法昭和42年法律第57号)

戦没者の父母等に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-6のとおりである。

表3-9-1 戦傷病者・戦没者遺族等援護法施行事務処理状況(申請受理及び進達) (単位:件)

給付種別		処理区分		受付数		処理数	
		昭27~21年度	22年度	昭27~21年度	22年度		
軍人	遺族年金	34,169	3	34,169	3		
軍属	遺族弔慰金	1,283	0	1,283	0		
軍人	遺族一時金	168	0	168	0		
軍人	障害年金	449	1	449	1		
軍属準軍属	障害一時金						
計		36,069	4	36,069	4		

表3-9-2 公務扶助料等の処理状況(単位:件)

区分		昭28~21年度	22年度	計
公務扶助料	受付	30,704	0	30,704
	処理	30,704	0	30,704
特例扶助料	受付	1,076	0	1,076
	処理	1,076	0	1,076
計	受付	31,780	0	31,780
	処理	31,780	0	31,780

表3-9-3 戦没者等の妻に対する特別給付金裁定状況

(単位:件)

年度	区分	受付	処理					
			裁定			他都道府県送付	取下げ	計
			可決	却下	計			
38~21		26,643	24,811	26	24,837	1,689	99	26,625
22		4	2	1	3	1	0	4
計		26,647	24,813	27	24,840	1,690	99	26,629

表3-9-4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定状況 (単位: 件)

区分 年度	受 付	処 理					
		裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
		可 決	却 下	計			
38~21	105,886	92,495	1017	93,512	3,392	1,691	98,595
22	101	121	2	123	5	0	128
計	105,987	92,616	1,019	93,635	3,397	1,691	98,723

表3-9-5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定状況 (単位: 件)

区分 年度	受 付	処 理					
		裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
		可 決	却 下	計			
41~21	7,975	7,311	221	7,532	460	38	8,030
22	0	0	0	0	0	0	0
計	7,975	7,311	221	7,532	460	38	8,030

表3-9-6 戦没者の父母等に対する特別給付金裁定状況 (単位: 件)

区分 年度	受 付	処 理					
		裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
		可 決	却 下	計			
42~21	734	678	15	693	24	17	734
22	0	0	0	0	0	0	0
計	734	678	15	693	24	17	734

3 戦傷病者に対する援護

(1) 傷病恩給

傷病恩給請求書の処理状況は表3-9-7のとおりである。

(2) 療養の給付

戦傷病者の療養給付は表3-9-8及び表3-9-9のとおりである。

(3) 補装具の支給

戦傷病者に支給(修理)した補装具の件数及び金額は表3-9-10のとおりである。

(4) 戦傷病者手帳の交付

戦傷病者手帳を交付している戦傷病者は表3-9-11のとおりである。

(5) 戦傷病者乗車券引換証の交付

障害の区分(項症、款症、目症等)に応じて、平成22年度中に交付された戦傷病者乗車券引換証は表3-9-12のとおりである。

表3-9-7 傷病恩給請求処理状況

(単位: 件)

区分		昭和28~ 21年度	22年度	計
初度及び 爾後	受付	2,687	0	2,687
	処理	2,687	0	2,687
再審査	受付	1,639	0	1,639
	処理	1,639	0	1,639
計	受付	4,326	0	4,326
	処理	4,326	0	4,326

表3-9-8 療養給付者数(平成22年度末現在)

(単位: 人)

病名	指定病院		その他		計	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
結核	0	3	0	1	0	4
精神病	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	6	0	6
計	0	3	0	7	0	10

表3-9-9 療養の給付額

(単位: 件、千円)

年度	入 院		通 院		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
15	31	16,372	364	4,945	395	21,316
16	25	12,768	332	4,214	357	16,982
17	7	4,089	306	3,961	313	8,051
18	13	5,588	221	3,486	234	9,074
19	16	6,497	205	3,000	221	9,497
20	3	994	183	2,850	186	3,844
21	2	981	161	1,842	163	2,823
22	1	448	148	1,822	149	2,270

4 旧軍人・旧軍属の恩給

(1) 普通恩給

昭和 21 年勅令第 68 号により廃止された旧軍人恩給は昭和 28 年法律第 155 号により復活され、いわゆる既裁定者として再び支給されることになった。その後、平成 22 年度までの申請処理件数は 8,876 件である。

(2) 加算普通恩給

昭和 36 年法律第 139 号から昭和 46 年法律第 81 号までの地域加算、抑留加算、戦地外戦務加算、職務加算を算入することにより、最短恩給年限に達し、普通恩給を支給されることになった者の処理状況は表 3-9-13 のとおりである。

(3) 普通扶助料

昭和 28 年法律第 155 号により復活した普通扶助料請求書の処理状況は表 3-9-14 のとおりである。

(4) 加算改定請求

昭和 48 年法律第 60 号により旧軍人等の加算年を、70 歳以上の者、妻、子、傷病者に給する普通恩給、扶助料については、その在職年が 40 年に達するまで恩給金額計算の基礎に算入することになった。その後昭和 50 年法律第 70 号により年齢 70 歳が 65 歳に引き下げられ、昭和 54 年法律第 54 号によりさらに年齢が 60 歳に引き下げられた。加算改定請求の処理状況は表 3-9-15 のとおりである。

(5) 一時恩給（一時扶助料）

ア 昭和 28 年法律第 155 号による一時恩給（引き続き実在職年 3 年以上最短恩給年限未滿）の申請処理件数は 2,437 件である。

イ 昭和 46 年法律第 81 号による一時恩給（引き続き実在職年が 3 年以上 7 年未滿で、下士官以上として 1 年以上在職した者）は、昭和 49 年法律第 93 号（下士官としての 1 年以上在職年 1 回以上を 6 月以上に緩和）、昭和 50 年法律第 70 号（下士官以上として 6 月以上の在職を 6 月未滿に緩和及び兵にも支給する範囲拡大）の改正が行われ、条件の緩和が図られた。この一時恩給請求の処理状況は表 3-9-16 のとおりである。

(6) 一時金

昭和 53 年法律第 37 号により実在職年が合わせて 3 年以上ある者に、昭和 53 年 10 月 1 日から一時金が支給されることになった。

一時金請求の処理状況は表 3-9-17 のとおりである。

表 3-9-10 補装具の支給（修理）

（単位：件、千円）

年度	区分	支 給		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
15		11	1,820	7	453	18	2,273
16		7	1,350	4	104	11	1,454
17		10	2,250	1	102	11	2,352
18		2	911	4	252	6	1,163
19		1	69	4	320	5	389
20		3	867	4	426	7	1,293
21		3	546	2	106	5	652
22		1	374	0	0	1	374
年度内訳	義手	0	0	0	0	0	0
	義足	1	374	0	0	1	374
	その他	0	0	0	0	0	0

表 3-9-11 戦傷病者手帳交付者数

（平成 22 年度末現在）（単位：人）

障 害 種 類	交 付 者 数
視 覚 障 害	26
聴 覚 障 害	11
言 語 機 能 障 害	3
し 体 不 自 由	235
中 枢 神 經 機 能 障 害	9
そ の 他	101
計	385

表 3-9-12 戦傷病者乗車券引換証交付者及び交付枚数（22年度）

甲	63人	199枚
乙	59	258
甲・乙	12	—
計	134	457

表 3-9-13 加算普通恩給請求処理状況

（単位：件）

	昭36～21年度	22年度	計
受 付	16,341	0	16,341
処 理	16,341	0	16,341

表 3-9-14 普通扶助請求処理状況

（単位：件）

	昭和36～21年度	22年度	計
受 付	2,349	0	2,349
処 理	2,349	0	2,349

表 3-9-15 加算改定請求処理状況

（単位：件）

	昭36～21年度	22年度	計
受 付	13,716	0	13,716
処 理	13,716	0	13,716

(7) 軍歴証明

公務員が旧軍人軍属在職期間を各共済組合等の期間に合算するための軍歴証明書の交付は、平成 22 年度は 2 件であった。

5 戦没者等の叙位叙勲の伝達

戦没者叙位及び叙勲について(昭和 39 年 1 月 7 日閣議決定)並びに生存者叙勲の開始について(昭和 38 年 7 月 11 日閣議決定)等による戦没者等の叙位叙勲の伝達状況は表 3-9-18 のとおりである。

6 法外援護

(1) 慰霊顕彰

1) 戦没者追悼式

① 全国戦没者追悼式

8 月 15 日、日本武道館(東京都)で開催され、本県から遺族代表等 49 名が参列した。

② 岩手県戦没者追悼式

10 月 29 日、盛岡市都南文化会館において実施し、遺族、来賓、約 1,000 名が参列した。

2) 戦没者慰霊巡拝

11 月 9 日、沖縄県糸満市において沖縄「岩手の塔」慰霊祭を実施し、遺族代表等 30 名が参列した。

7 未帰還者及び中国帰国者の状況

(1) 未帰還者の状況

戦後 62 余年を迎えようとする今日、本県本籍の未帰還者は平成 22 年 3 月現在 3 人となっており、その内訳は表 3-9-19 のとおりである。

(2) 中国からの帰国者の状況

国交回復後の昭和 48 年以降、中国から本県への帰国者の状況は表 3-9-20 のとおりである。

(3) 帰国者援護

1) 日本語指導

日本語教室及び高齢者教室を表 3-9-21 のとおり中国帰国者通訳奉仕会に委託して実施した。

2) 通訳派遣

中国帰国者通訳奉仕会員の協力を得て、帰国者に対する通訳の派遣を行った。

表 3-9-21 日本語指導助成状況

区分	対象世帯	同人数	委託金額
日本語指導	61世帯	164人	3,395,420円

表 3-9-16 一時恩給請求処理状況

(単位:件)

	昭36~21年度	22年度	計
受付	16,793	2	16,795
処理	16,793	2	16,795

表 3-9-17 一時金請求処理状況

(単位:件)

	昭36~21年度	22年度	計
受付	4,834	0	4,834
処理	4,834	0	4,834

表 3-9-18 戦没者等の叙位叙勲の伝達状況

年度	戦没者			未伝達	
	勲記	勲章	位記	(定)勲章勲記	(未)位記
昭39~21	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185
22	0	0	0	0 0	0
計	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185

表 3-9-19 身分別地域別未帰還者数

(単位:人)

区分	軍人	邦人	計
中国	—	2	2
ソ連(含樺太)	—	—	—
北朝鮮	—	1	1
計	—	3	3

表 3-9-20 中国からの帰国者の状況

年度	区分	永住帰国		一時帰国	
		世帯数	人数	世帯数	人数
昭48~平6		81	353	98	204
7		6	20	0	0
8		2	8	1	1
9		1	5	0	0
10		1	5	0	0
11		3	17	0	0
12		0	0	2	2
13		0	0	1	1
14		0	0	1	1
15		0	0	0	0
16		0	0	0	0
17		0	0	0	0
18		0	0	0	0
19		0	0	0	0
20		0	0	0	0
21		0	0	1	1
22		0	0	0	0
計		94	408	104	210

第 10 災害救助・人権啓発

1 災害救助

(1) 災害救助基金

災害救助法第 37 条に基づき、救助の費用の財源とするため、災害救助基金を積立てており、平成 22 年度における積立状況は、表 3-10-1 のとおりである。

表 3-10-1 災害救助募金積立額状況

(単位：千円)

21年度末 積立額(A)	22年度 積立分(B)	22年度末積立 累計額(A)+(B)
510,533	2,125	512,658

(2) 災害援護資金貸付利子補給補助

平成 14 年 7 月 11 日の台風 6 号による大雨洪水災害による被災者に貸し付けた災害援護資金貸付金の貸付利息を補助した市町村に対し、補助に要した経費に相当する額を補助した。

釜石市 32,258 円

2 人権啓発

(1) 社会を明るくする運動

「立ち直りを支える取組についての理解促進」、「犯罪や非行をした人たちの就労支援」を重点事項として、7 月を中心に運動が展開され、広報・啓発活動やこの運動にふさわしい諸集会行事が企画された。

(2) 更生保護研究大会

犯罪と非行のない明るい岩手を目指して活動している更生保護関係者が、犯罪、非行対策等についての研究・研鑽に努めるとともに、士気の高揚と意識の統一を図る目的で、平成 22 年度は 1300 名の更生保護関係者が参会した。

(3) 人権啓発フェスティバル

人幅広い各種の人権啓発活動を一体的、総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として、9 月 25 日、26 日にアイーナ及び盛岡駅西口周辺で開催し、9 月 20 日にアイーナで開催したプレフェスティバルと合わせ、延べ約 2 万人が来場した。

第4章 生活環境

第1 生活衛生関係営業

1 生活衛生関係営業施設

興行場営業、旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業及びクリーニング業のいわゆる生活衛生関係営業は、県民の日常生活に極めて深い関係にあることから、衛生措置の基準の遵守及び衛生施設の改善向上を図っている。

生活衛生関係営業施設数は、平成23年3月末現在9,248施設で平成22年3月末(9,345施設)に比べて、97施設(1.0%)減少している。

業種別では、前年同期に比べて興行場が1施設(1.7%)、旅館等が29施設(2.2%)、公衆浴場が9施設(3.4%)、理容所が16施設(0.6%)、美容所が3施設(0.1%)、クリーニング所が39施設(2.0%)減少している。

2 監視及び指導

生活衛生関係営業施設における衛生水準の維持確保を図るため、各保健所に配置されている環境衛生監視員が衛生措置基準(換気、証明、防湿、清潔及び消毒等の基準)に適合させるため営業施設の監視指導を行っている。平成22年度中の監視指導施設数は延べ1,577件である。

3 経営の指導

生活衛生関係営業は、県内景気の低迷が長引き、大企業等の進出、消費者ニーズの多様化等により、その経営環境は依然として厳しい状況にある。県では、生活衛生関係営業の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者・消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された、財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが行う経営指導等の各種事業に対し助成することにより、生活衛生関係営業の経営体質の強化、近代化を促進している。

第2 建築物衛生

1 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって、多数の人が使用又は利用する一定規模以上の興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物の所有者(管理者)は、特定建築物としての届出及び建築物環境衛生管理基準に従い、その室内環境を維持させるため、建築物環境衛生管理技術者の選任が義務づけられている。

本県の特定建築物の届出件数は、平成21年度末で433件であり、用途別では事務所が最も多く130件(30.0%)、次いで旅館104件(24.0%)、店舗103件(23.8%)となっている。

2 監視及び指導

特定建築物については、保健所に配置されている環境衛生監視員が立入検査等により監視・指導を行っている。平成21年度の監視・指導状況は表4-1のとおりである。

なお、特定建築物以外の建物の維持管理についても必要に応じて指導を行っている。

表4-1 特定建築物監視、指導状況

(平成22年4月～23年3月)

特定建築物数	立入検査件数	検査率	改善命令件数
433	20	4.6	—

第3 水道事業

1 普及状況

平成22年度末における本県の水道普及率は、総人口1,313千人に対し給水人口1,196千人で91.1%であり、全国平均の普及率(平成22年度末97.5%)からみると低位にある(表4-2、表4-3)。

市町村別普及率では最高99.0%、最低54.9%となっており、市町村間の格差は大きい。

※平成22年度は東日本大震災の影響により、統計データの一部が得られなかった。

表 4-2 給水人口と普及率の推移

(単位：千人)

種 別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)
総人口(A)	全 国	127,798千人	127,896千人	127,965千人	127,941千人	128,000千人
	岩手県	1,367千人	1,356千人	1,344千人	1,335千人	1,313千人
給水人口(B)	全 国	124,363千人	124,577千人	124,744千人	124,796千人	124,817千人
	岩手県	1,262千人	1,255千人	1,248千人	1,241千人	1,196千人
普及率(B/A)	全 国	97.30%	97.40%	97.50%	97.54%	97.51%
	岩手県	92.40%	92.60%	92.80%	93.00%	91.12%

(注) 飲料水供給施設に係る分は含まない。

表 4-3 施設数と給水人口

施設別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	施設数	給水人口								
上水道	36	1,093,372人	36	1,088,951人	32	1,106,094人	32	1,107,727人	31	1,083,332人
簡易水道	179	159,977	174	157,451	149	134,681	146	127,291人	129	106,590人
専用水道	126	8,985	126	8,491	127	6,814	127	5,976人	127	6,094人
小 計	341	1,262,334	336	1,254,893	308	1,247,589	305	1,240,994人	287	1,196,016人
飲料水供給施設	98	4,647	74	3,529	70	3,362	72	3,438人	72	3,226人
合 計	439	1,266,981	410	1,258,422	378	1,250,951	377	1,244,432人	359	1,199,242人

図 4-1 水道普及率の推移

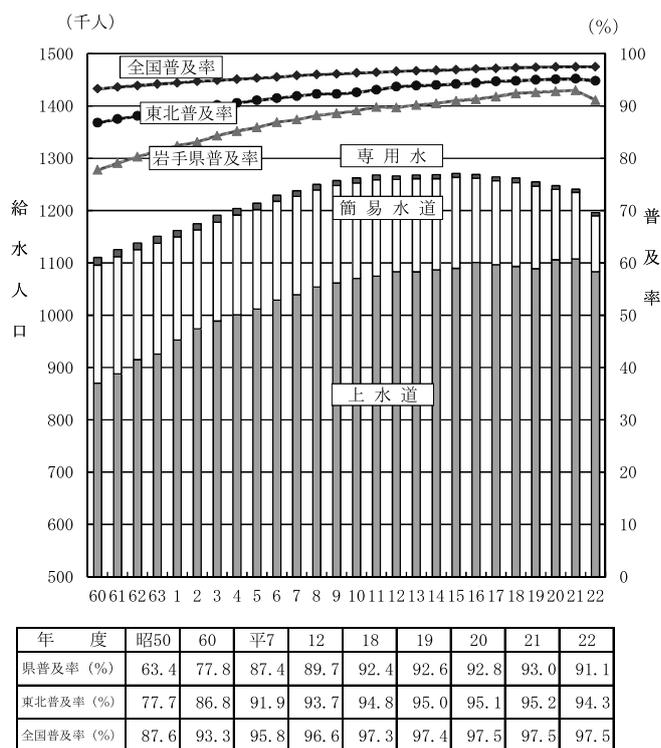
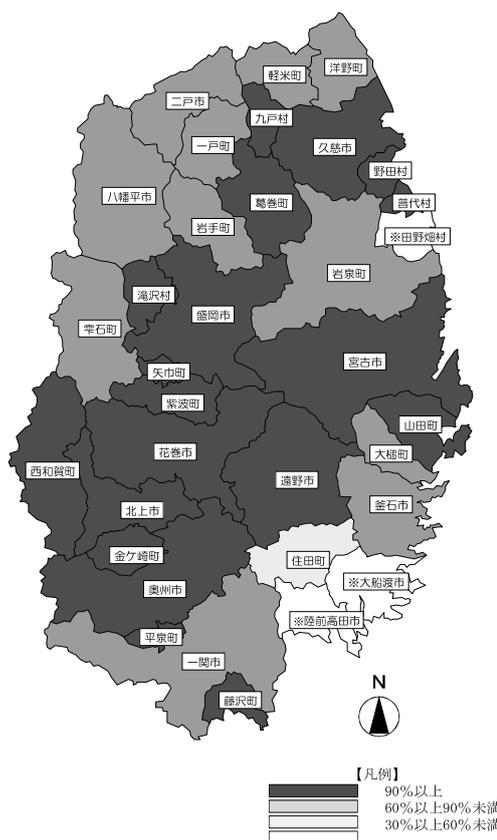


図 4-2 水道普及状況



2 水道施設の整備

平成 22 年度は、上水道の関係では、3 市 2 町 1 企業団が国庫補助事業（補助金 394,042 千円）を実施した。なお、県では、奥州金ヶ崎行政事務組合構成市町（奥州市、金ヶ崎町）に対して 25,156 千円の補助（広域的水道整備促進費補助）を行った。

また、簡易水道等の関係では、一関市など 13 市町村（31 地区）が国庫補助事業（補助金 804,678 千円）を実施した。

第4 廃棄物処理

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の現況

し尿、ごみなど主として住民の日常生活に伴って発生する「一般廃棄物」については、市町村が策定した処理計画に従って処理が行われている。

この計画処理区域内のし尿の水洗化人口は、公共下水道の整備、浄化槽の普及等に伴い年々増加しており、総人口の65.1%（平成22年度末）となっている。

下水道未整備地域におけるトイレの水洗化のため設置している合併処理浄化槽の数は、住民の水洗化要望の高まりに伴い増加してきており、平成22年度末現在の設置数は44,094基となり、前年度比3.1%増加した。

ごみ処理は、一般的に焼却により減量、安定化し、焼却残渣を埋め立てる方法が採用されている。平成22年度においては、処理量の82.8%が焼却（熔融含む）処理されている。

また、し尿、ごみの処理にあたっては、処理施設からの排水や排ガス等による二次的環境汚染の防止を図っている。

(2) 一般廃棄物処理施設の整備状況

平成22年度末におけるし尿処理施設は、16施設あり、その処理能力は1,956kl/日で、処理方式は好気性処理が15施設、嫌気性処理が1施設である。また、団地等で家庭雑排水とし尿とを併せて処理するコミュニティ・プラントが10か所あり、コミュニティ・プラント人口は、3,340人である。

平成22年度末のごみ処理施設の処理能力は、ごみ焼却処理施設2,256t/日、ごみ堆肥化施設40t/日、粗大ごみ処理施設383t/日である。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現況

産業廃棄物の排出量は、平成22年度で約555万tと推定されている。種類別では、最も多い家畜ふん尿が66.7%、次いで汚泥15.3%、がれき類11.1%等となっている。

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

排出事業者は、自ら廃棄物を処理しない場合に、産業廃棄物処理業者にその処理を委託することができる。

本県における産業廃棄物処理業の許可業者数は、平成22年度末現在1,532で、うち、収集運搬業の許可のみをもつ業者が1,350を占めている。

また、特別管理産業廃棄物処理の許可業者数は、平成22年度末現在225となっている。

3 廃棄物処理対策

(1) 一般廃棄物処理対策

し尿処理については、下水道の整備状況を考慮しながら、適切な施設の更新整備を促進している。また、浄化槽については、公共下水道と同等の浄化能力をもつ浄化槽の普及を市町村と連携して促進している。

ごみ処理については、ダイオキシン類の削減対策等による環境への負荷の低減や資源化など、効率的で安全なごみ処理施設、最終処分場等の改良、更新整備を促進している。

また、県内各市町村における毎月のごみ排出量を調査し、ホームページで公表しているほか、「環境にやさしい買い物キャンペーン」やごみの減量化等に取り組む小売店をエコショップとして認定する「エコショップいわて認定制度」の実施など、ごみの発生抑制や循環的利用の促進に取り組んでいる。

(2) 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物は、法律により、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

本県においては、平成18年3月に策定した「岩手県産業廃棄物処理計画（第二次）」に基づき、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、適正処理の指導に努めるとともに、いわてクリーンセンター（奥州市、平成7年9月稼動）及びいわて第2クリーンセンター（九戸村、平成21年4月稼動）を整備し、公共関与による適正処理体制を構築している。また、平成14年12月に「循環型地域社会の形成に関する条例」など3条例を制定し、産廃税による産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル目的以外の県外産業廃棄物の搬入の原則禁止などを条例に基づいて運用し、循環型地域社会の形成に向けた取組を推進している。

第5 食品衛生

1 食品営業施設

食品関係営業施設数は、平成22年度末現在32,299施設で、平成21年度末に比べて4,829施設（13.0%）減少している。これら営業施設のうち、許可を要する施設は18,481施設で、平成21年度末に比べて2,818施設（13.2%）減少している。また、許可を要しない施設は13,818施設で、平成21年度末に比べて2,011施設（12.7%）減少している。

2 監視指導

食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を行った延べ施設数は、許可を要する施設では、16,499施設で、1施設当たり0.9回、許可を要しない施設では、11,944施設で、1施設当たり0.9回となっている。

また、食品衛生監視員数の年次推移は表4-4のとおりである。

表4-4 年度別食品衛生監視員・と畜検査員数

公 所 名	18	19	20	21	22
総 数	72	69	67	65	65
盛岡保健所	9	11			
県央保健所			6	4	4
花巻(中部)保健所	4	4	4	8	8
花巻保健所遠野支所	2	1	2		
北上保健所	4	4	4		
奥州(水沢)保健所	5	4	4	5	5
一関保健所	3	3	4	4	4
一関保健所大東支所	2	2			
大船渡保健所	3	3	3	4	4
釜石保健所	5	3	4	3	3
宮古保健所	4	4	4	4	4
久慈保健所	4	4	4	4	3
二戸保健所	3	3	4	4	4
岩手県(紫波)食肉衛生検査所	24	24	24	25	26

3 食中毒

平成22年の食中毒発生件数は盛岡市を含め16件、患者数は202名である。月別の発生状況は、1月が2件、2月が2件、3月が3件、7月が1件、10月が6件、11月が2件となっている。病因物質別では、ノロウイルスが7件、植物性自然毒が6件、カンピロバクターが2件、ウエルシュが1件となっている。原因施設別では、飲食店が9件、給食施設が1件、家庭が6件となっている。(表4-5)

表4-5 食中毒事件発生状況 (平成22年次)

No.	月	発生場所	原因食品	病因物質
1	1	一関市	会食料理	ノロウイルス
2	1	花巻市	宴会料理	ノロウイルス
3	2	花巻市	宴会料理	ノロウイルス
4	2	盛岡市	給食	ノロウイルス
5	3	花巻市	焼肉料理	カンピロバクター
6	3	宮古市	宴会料理	ノロウイルス
7	3	一関市	牛肉煮込み(推定)	ウエルシュ
8	7	北上市	焼肉料理	カンピロバクター
9	10	二戸市	ツキヨタケ	植物性自然毒
10	10	葛巻町	キノコ(種別不明)	植物性自然毒
11	10	軽米町	ツキヨタケ(推定)	植物性自然毒
12	10	北上市	ツキヨタケ(推定)	植物性自然毒
13	10	北上市	カキ入り野菜炒め(推定)	ノロウイルス
14	10	一関市	キノコ(種別不明)	植物性自然毒
15	11	滝沢村	弁当	ノロウイルス
16	11	一関市	クワズイモ	植物性自然毒

4 貝毒検査

貝毒検査は、環境保健研究センターで行なっている。

貝毒には、麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、麻痺性貝毒では、可食部1g当たり4マウスユニット、下痢性貝毒では、可食部1g当たり0.05マウスユニットを越える毒量を含む貝類の出荷が規制される。

なお、平成22年度の海域別出荷自主規制措置は、麻痺性貝毒が0件、下痢性貝毒が5件講じられた。

5 と畜検査

平成21年度のと畜検査頭数は盛岡市を含め、327,221頭で、平成20年度に比べて16,368頭(5.3%)増加した。畜種別にみると、豚は313,172頭で、平成20年度に比べて16,600頭(5.60%)増加し、牛は13,855頭で204頭(1.5%)減少した。(表4-6)

と畜検査の結果、廃棄等処分頭数は214,169頭で、平成20年度より6,342頭(3.1%)減少した。

また、検査頭数に対する処分割合は65.5%となっており、処分頭数中全部廃棄頭数は709頭で、その主な疾病は水腫、炎症又は炎症産物による汚染、膿毒症及び敗血症であった。

表4-6 と畜検査頭数推移 (年度別)

年 度	牛・とく	豚	その他	総 数	指数(注)
18	14,546	287,111	198	301,855	100
19	14,620	295,127	330	310,077	102.7
20	14,059	296,572	222	310,853	103.0
21	13,855	313,172	194	327,221	108.4
22	13,350	303,979	159	317,488	105.2

(注) 平成18年度を100とした指数。

6 食鳥検査

食鳥検査は、盛岡市を含め、指定検査機関で実施しており、平成21年度の食鳥検査羽数は、103,985,544羽であった。

食鳥検査の結果、廃棄等処分実羽数は、禁止全部廃棄羽数が1,111,562羽で、検査羽数に対する割合は、1.07%、一部廃棄が3,564,353羽で、3.43%であった。禁止・全部廃棄の主な疾病は、大腸菌症、削瘦及び発育不良、腹水症及びマレック病であった。

第6 狂犬病予防

平成21年度における犬の登録頭数は81,021頭で、平成20年度に比べて286頭(0.4%)増加した。また、犬の抑留頭数は510頭で、平成20年度に比べて19

表4-7 登録及び狂犬病予防注射等実施状況推移 (年度別)

年 度	登録頭数(再掲)	予防注射実施頭数	抑留頭数	処分頭数
18	82,471 (7,307)	71,784	692	503
19	82,466 (7,443)	73,064	508	362
20	80,735 (6,266)	72,153	491	288
21	81,021 (6,145)	71,037	510	306
22	77,796 (5,313)	69,274	347	391

(注) 処分頭数には、犬の引取りは含まない。

犬の登録は生涯登録であり、()内は新規登録再掲

平成22年度は、東日本大震災の影響により陸前高田市及び大槌町の1~3月分のデータが含まれていない。

第5章 試験・検査・研究

環境保健研究センター事業

1 岩手県環境保健研究センターの設置

(1) 設置の目的

増大かつ複雑多様化する環境問題や保健衛生上の課題に的確に対応するため、環境保健行政推進の科学的・技術的中核機関として、衛生研究所と公害センターを再編統合し、平成13年7月に「岩手県環境保健研究センター（以下「センター」という。）」を設置した。平成17年4月に検査部を加えた6部体制となる。

(2) センターの概要

- ① 場 所 盛岡市飯岡新田 1-36-1
- ② 敷地面積 24,743.7 m²（換地見込み面積）
- ③ 施設規模 本館 鉄筋コンクリート造3階建 5,697 m²
附属棟 鉄骨造平屋建 312 m²

2 センターの組織及び主な業務

〈組織図〉

